

令和7年第3回瑞穂市議会定例会会議録（第6号）

令和7年9月30日（火）午前9時開議

議事日程

- 日程第1 議案第61号 令和6年度瑞穂市水道事業会計決算の認定について
- 日程第2 議案第62号 令和6年度瑞穂市下水道事業会計決算の認定について
- 日程第3 議案第63号 令和6年度瑞穂市水道事業会計剰余金の処分について
- 日程第4 議案第64号 令和6年度瑞穂市下水道事業会計剰余金の処分について
- 日程第5 議案第53号 瑞穂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第57号 瑞穂市税条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第59号 令和6年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第8 議案第60号 令和6年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第9 議案第66号 令和7年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議案第67号 令和7年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第11 請願第1号 「消費税減税を求める意見書」の国への提出を求める請願書
- 日程第12 請願第2号 インボイス制度の廃止をめざし、事業者の負担を軽減する経過措置を継続するよう求める意見書を、国に提出することを求める請願書
- 日程第13 議案第49号 岐阜県市町村会館組合規約の変更に関する協議について
- 日程第14 議案第50号 岐阜県市町村会館組合の解散及び財産処分並びに事務の承継等に関する協議について
- 日程第15 議案第51号 岐阜県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岐阜県市町村職員退職手当組合規約の変更に関する協議について
- 日程第16 議案第52号 瑞穂市公民館条例等の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第54号 瑞穂市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号等の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 議案第55号 瑞穂市行政手続条例の一部を改正する条例について
- 日程第19 議案第56号 瑞穂市附属機関設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第20 議案第58号 令和6年度瑞穂市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第21 議案第65号 令和7年度瑞穂市一般会計補正予算（第4号）
- 日程第22 議員派遣について

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○本日の会議に出席した議員

1番	宮川 順 健	2番	横田 真 澄
3番	北村 彰 敏	4番	関谷 英 樹
5番	今井 充 子	6番	広瀬 守 克
7番	藤橋 直 樹	8番	若原 達 夫
9番	鳥居 佳 史	10番	関谷 守 彦
11番	森 清 一	12番	馬渕 ひろし
13番	今木 啓一郎	14番	杉原 克 巳
15番	棚橋 敏 明	16番	庄田 昭 人
17番	若井 千 尋	18番	若園 五 朗

○本日の会議に欠席した議員（なし）

○本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市長	森 和 之	副市長	楫浦 要
教育長	服部 照	企画部長	矢野 隆博
総務部長	石田 博 文	市民部長兼 巣南庁舎管理部長	佐藤 雅人
健康福祉部長	佐藤 彰 道	都市整備部長	坂野 嘉治
都市整備部調整監	江崎 哲 也	環境経済部長	臼井 敏明
上下水道部長	工藤 浩 昭	教育委員会 事務局長	磯部 基宏
会計管理者	林 美 穂		

○本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 井上 克彦 書記 松島 孝明

開議の宣告

○議長（今木啓一郎君） 皆様、おはようございます。

そして、早朝より議会の傍聴またはユーチューブ配信を御覧いただいている皆様に対し、心より感謝申し上げます。

では、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 議案第61号から日程第4 議案第64号までについて（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（今木啓一郎君） 日程第1、議案第61号令和6年度瑞穂市水道事業会計決算の認定についてから日程第4、議案第64号令和6年度瑞穂市下水道事業会計剰余金の処分についてまでを一括議題とします。

これらについては、産業建設委員会に審査が付託しておりますので、委員長の報告を求めます。

産業建設委員長 藤橋直樹君。

○産業建設委員長（藤橋直樹君） 皆さん、おはようございます。

ただいま一括議題となりました4議案について、会議規則第39条の規定により、産業建設委員会の審査の経過及び結果について報告いたします。

産業建設委員会は、9月17日午前9時30分から、穂積庁舎議員会議室で開催しました。6名全員の委員が出席し、執行部から、市長、副市長、所管の部課長の出席を求め、議案ごとに補足説明を受けた後、質疑、討論、採決を行いました。

それでは、審査した議案番号順に要点を絞って報告します。

初めに、議案第61号令和6年度瑞穂市水道事業会計決算の認定について審査しました。

執行部から補足説明を受けた後、質疑に入り、委員から、有収率85%の目標値よりだんだんと離れていているがとの質疑に対し、有収率が下がる要因としては、漏水の増加が一番大きな原因と考えられ、そのほかに赤水が出たときの捨て水や火災の消火水量なども原因の一つである。漏水の発生場所は、多くは本管から宅内への引込み管である比較的小口径の給水管で発生しており、その老朽化による漏水が大きな原因と思われる。漏水対策は今後も継続して取り組む必要があり、衛星を使った漏水調査にも取り組んでいきたいとの答弁がありました。

また、対策として今後どのようなことを考えているのかとの質疑に対し、全国的にも漏水対応は共通の課題であり、日本水道協会岐阜県支部に加入する他団体の状況も確認しながら改善策を検討していかなければならないと考えている。また、毎年専門業者に漏水調査を委託して

おり、発見した箇所をできるだけ速やかに対応することで漏水量の減少に努めているとの答弁がありました。

また、他会計補助金の前年度比、大幅な減額の要因はとの質疑に対し、令和5年度には電気代の高騰により一般会計負担分があったが、令和6年度は皆減となったためであるとの答弁がありました。

さらに、経常利益の額について、市として水道会計を続けていくに当たっての認識はとの質疑に対し、水道事業については、経営戦略水道ビジョンの10年計画に基づき実施しており、基金残高が5億円を下回らないような経営を継続していくことを考えている。黒字経営にはなっているが、物価高や電気代の高騰などの影響により黒字幅は減少しているため、経費節減と収入の増を検討していかなければならぬとの答弁がありました。

また、自治体によっては、市民サービスを提供する上で、目玉的な政策として水道料金の話が出るが、当市ではとの質疑に対し、当市の水道料金は県内21市の中で最安レベルであり、今後漏水対策や老朽化、耐震化対策を進めていかなければならぬ中で安くすることは難しいと考える。今年度上下水道事業審議会を開催する予定であるため、適切な負担を委員の皆さんに御審議いただき、今後の経営戦略を考えていきたいとの答弁がありました。

その後、討論なく、採決の結果、全会一致で認定されました。

次に、議案第62号令和6年度瑞穂市下水道事業会計決算の認定について、議案第63号令和6年度瑞穂市水道事業会計剰余金の処分についてを審査しました。

これら2議案については、いずれも報告すべき質疑、討論なく、採決の結果、全会一致で認定、可決されました。

次に、議案第64号令和6年度瑞穂市下水道事業会計剰余金の処分についてを審査しました。

執行部から補足説明を受けた後、質疑に入り、委員から、剰余金が少額の場合、繰越予算としてはどうかとの質疑に対し、下水道事業会計の収益的収支の予算決算については、一般会計からの負担金、補助金で成り立っている収支であることから、3条予算に剰余金を持つことは適切でないとして、建設改良積立金や減債積立金として積み立てているとの答弁がありました。

その後、討論なく、採決の結果、全会一致で可決されました。

以上で、産業建設委員会の委員長報告を終わります。令和7年9月30日、産業建設委員会委員長 藤橋直樹。

○議長（今木啓一郎君） これより、議案第61号令和6年度瑞穂市水道事業会計決算の認定についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今木啓一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[「なし」の声あり]

○議長（今木啓一郎君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

採決を行う前に申し上げます。

採決では、起立採決と併せて採決システムも使用し、賛成または反対のボタンを押していくだけますようお願いします。

これから議案第61号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（今木啓一郎君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第61号は委員長報告のとおり認定されました。

これより、議案第62号令和6年度瑞穂市下水道事業会計決算の認定について委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（今木啓一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[「なし」の声あり]

○議長（今木啓一郎君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第62号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（今木啓一郎君） 着席ください。

起立全員です。したがって、議案第62号は委員長報告のとおり認定されました。

これより、議案第63号令和6年度瑞穂市水道事業会計剰余金の処分についての委員長報告に

対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（今木啓一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[「なし」の声あり]

○議長（今木啓一郎君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第63号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（今木啓一郎君） 着席ください。

起立全員です。したがって、議案第63号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第64号令和6年度瑞穂市下水道事業会計剰余金の処分についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（今木啓一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[「なし」の声あり]

○議長（今木啓一郎君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第64号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（今木啓一郎君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第64号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第5 議案第53号から日程第12 請願第2号までについて（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（今木啓一郎君）　日程第5、議案第53号瑞穂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例についてから日程第12、請願第2号インボイス制度の廃止をめざし、事業者の負担を軽減する経過措置を継続するよう求める意見書を、国に提出することを求める請願書までを一括議題とします。

これらについては、文教厚生委員会に審査が付託してありますので、委員長の報告を求めます。

文教厚生委員長　若園五朗君。

○文教厚生委員長（若園五朗君）　改めまして、皆さん、おはようございます。

議席番号18番　若園五朗。

ただいま一括議題となりました議案6件及び請願2件について、会議規則第39条の規定により、文教厚生委員会の審査の経過及び結果について報告します。

文教厚生委員会は、9月18日午前9時30分から、穂積庁舎議員会議室で開催しました。6名全員の委員が出席し、執行部からは、市長、副市長、教育長、所管の部長、局長及び課長の出席を求め、議案について補足説明を受けた後、質疑、討論、採決を行いました。

それでは、審査した議案順に報告します。

初めに、議案第53号瑞穂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例についてを審査しました。

執行部から補足説明を受けた後、質疑に入り、委員から、今回の改正に伴って3歳以上児についても小規模保育施設での受入れが可能となったが、瑞穂市において3歳以上児を受け入れる小規模保育施設ができる可能性はあるのかとの質疑に対し、現在瑞穂市においては、3歳以上児の定員枠が足らないなどということはないため、3歳以上児のみを対象とする小規模保育施設ができる予定は今のところないと答弁がありました。

また、ゼロ歳から2歳児の定員を減らして3歳以上児を受け入れることは、環境や設備が異なるため基本的ないという認識でよいかとの質疑に対し、面積基準等が異なる上に、受入れ枠として不足しているのはゼロ歳から2歳児であるので、3歳以上児を受け入れようとする小規模事業所は今のところないと答弁がありました。

また、条例で虐待の通報義務が明確化されたが、実際に市内の施設で通報があった事例はあるのかとの質疑に対し、現在のところはない。高齢者介護施設や障害者施設では既に通報義務の規定があり、保育施設についても今回同じように義務化するという改正になっている。

その後、討論はなく、採決の結果、全会一致で可決されました。

次に、議案第57号瑞穂市税条例の一部を改正する条例についてを審査しました。

執行部から補足説明を受けた後、質疑に入り、委員から、掲示板広告とインターネットの両方を同時に利用するのかという質疑に対し、両方同時に利用することになると思うとの答弁がありました。

また、個人のプライバシーをどう守るかについて、まだ結論が出ていない状況だと思われるが、詳細は決まっていないのに市として改正する理由があるのかという質疑に対し、上位法である地方税法の改正に基づき改正するものである。施行日については長く期間が取られているが、全国の自治体が足並みそろえて改正するものため、瑞穂市でも改正するとの答弁がありました。

また、今回の改正に関し、ほかの自治体の動向などは耳に入っているのかという質疑に対し、動向に関しては聞いていないが、県内自治体においても遅くとも9月から12月には改正されるものと思われるとの答弁がありました。

その後の討論では、反対討論として、公示送達について、個人情報保護の観点と利便性との兼ね合いをしつかり比較検討する議論がまだ不十分であると思う。今現時点で改正してしまうのは時期尚早だと考えるとの反対討論がありました。

また、賛成討論として、市町村の税条例は地方税法の範囲内で制定するものであり、地方税法が改正されたならば、市税条例も改正しなければそごが生まれてしまうとの賛成討論がありました。

その後、討論はなく、採決の結果、賛成多数で可決されました。

次に、議案第59号令和6年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを審査しました。

執行部から補足説明を受けた後、質疑に入り、委員から、令和6年度から6年間をかけて国民健康保険税を引き上げることになっているが、令和5年度と比較してどの程度上がったのかとの質疑に対し、1人当たりおおよそ8,300円上がっていると答弁がありました。

また、毎年度8,000円強の国民健康保険税が上がっていくのかとの質疑に対し、あくまでも保険税は給付分を基に算出するので、給付の状況によっては税率は変動する。そのため、一概に8,000円強上がるとは言えないと答弁がありました。

また、国民健康保険税を上げていく計画においては、極端な増加にならないよう毎年度上げていくと聞いている。結果として国民健康保険税は上がるのではないかとの質疑に対し、現状においては、毎年上げていかないと国民健康保険事業は運営していくとの答弁がありました。

また、3年間で834人被保険者が減少しているが、1人当たりの医療費が3万6,000円増加している。国民健康保険制度は持続できるのかとの質疑に対し、社会保険の適用拡大などにより

被保険者は減少すると思われる。それに伴い医療費の総額は下がるが1人当たりの単価が上がる。医療費の保険負担分を国民健康保険税を上げずにどう補うかを考えると、医療費を抑制するしかない。そのために保健事業などに力を入れるのが現状である。国民健康保険制度を運営していくためには、医療費が上がるならば国民健康保険税を上げるしかない。それを避けるには健康になってもらい、医療機関の受診を減らしてもらうしかないと答弁がありました。

その後の討論では、反対討論として、国民健康保険の加入者は所得が少ない人が半数以上いることも現実である。その中で、国民健康保険税を上げていけば払えない人も出てくると思う。国が責任を持って取り組まないと国民健康保険事業そのものが運営できない。国は、未就学児への半額免除制度の補助をしているので、それを政策的に拡大し、18歳未満まで半額ないし全額免除する瑞穂市独自の施策も検討するべきであると反対討論がありました。

また、賛成討論として、令和6年度は黒字決算、徴収率も93%を超えており、市の健全な財政運営への努力が見られる。被保険者数は3年間で834人減少しているのに対し、1人当たりの医療費は約3万6,000円増加している。制度の持続性は課題であるが、市は特定健診結果を活用した重症化予防や人間ドック、脳ドック助成など医療費適正化へ取組を進めている。これらを評価し、今回の決算は適切と認めるとの賛成討論がありました。

その後、討論はなく、採決の結果、賛成多数で認定されました。

次に、議案第60号令和6年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを審査しました。

執行部から補足説明を受けた後、質疑に入り、委員から、令和6年度の後期高齢者医療保険料は1人当たり8万5,000円ほどだが、令和5年度は7万8,000円ほどである。その要因は何かとの質疑に対し、令和6年度の所得割率は9.56%、均等割額が4万9,412円に対し令和5年度の所得割率が8.9%、均等割額が4万6,023円であるので、それだけ上がっているとの答弁がありました。

その後の討論では、反対討論として、後期高齢者医療制度の加入者は基本的に75歳以上の方で、その収入源は年金である場合が多い。今年度の年金受給額は1.9%上がったと聞いているが、これは物価の上昇に追いついていない上、保険料はこれをはるかに超えて上昇している。そのまま執行されていくことは看過できないとの反対討論がありました。

また、賛成討論として、被保険者数が290人増加し、高齢化の進展を改めて実感する内容になっている。歳入歳出は後期高齢者医療広域連合への負担金を中心に適切に執行されており、健康診査や人間ドック助成事業など、重症化予防や医療費適正化の取組も行われている。健康診査の受診率向上など今後の課題は残るもの、目的に沿った事業執行がなされていると判断するとの賛成討論がありました。

その後、討論はなく、採決の結果、賛成多数で認定されました。

次に、議案第66号令和7年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を審査しました。

執行部から補足説明を受けた後、質疑に入り、委員から、社会保障・税番号制度システム整備費について、マイナンバーカードの健康保険証利用の周知と伺ったが、具体的にはどのような取組をされたのかとの質疑に対し、当時の被保険者証の一斉更新の際に、マイナンバーカードの健康保険証利用に代わるという啓発チラシを入れたことによるものであるとの答弁がありました。

その後、討論はなく、採決の結果、全会一致で可決されました。

次に、議案第67号令和7年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）を審査しました。

この議案については、報告すべき質疑、討論はなく、採決の結果、全会一致で可決されました。

次に、請願第1号「消費税減税を求める意見書」の国への提出を求める請願書を審査いたしました。

初めに、紹介議員である関谷守彦議員より請願の趣旨説明があり、その後質疑に入りました。委員から、消費税は社会保障制度などに充てることを目的に創設されたものであり、租税及び印紙収入のうち21%を占める大きな財源である。減税する場合、この財源を何で補うのかとの質疑に対し、今回の請願書は具体的に食料品の消費税減税など特定しているわけではない。様々な選択がある中で国会で議論してもらい、その結論によって財源の確保に関しても結論が変わってくると思う。今回の請願では具体的にどうしてほしいというものではなく、国民の願いとして消費税減税をしてほしいと国会に伝えて、国会で審議してほしいという後押しを瑞穂市議会としてもするものである。代替財源についても、国会の中で議論していただくことになるので、請願に含めるのもおかしいと考えるとの答弁がありました。

また、前回の参議院議員選挙の結果、少数与党となった。総裁選挙立候補者の中にも、食料品の消費税減税などが見直されなければならないという意見も出ている。総裁選挙が終われば消費税をどうするのかの話も出てくると思われ、それを土台として意見書の作成ができると思うがどうかとの質疑に対し、消費税減税について広く検討していただくためには、減税してほしいという思いを伝えていく必要がある。国会での議論を後押しするために今の時期に出す必要があると考える。減税等の内容が決まってから意見書を出すのは、今回の請願の趣旨から外れると答弁がありました。

その後、討論では、反対討論として、消費税は国や地方の社会保障財源を支える極めて安定的な税収である。高齢化が進み、医療、介護、年金などの社会保障費が増大する中で、消費税は世代を超えて安定的に国民全体で支え合う重要な役割を担っている。ここで消費税減税を行

えば社会保障制度の持続可能性を損ない、結果として将来世代に大きな負担を先送りすることになる。次に、消費税の減税は消費額の多い高所得者ほど恩恵は大きく、低所得者への支援としては十分ではない。物価高騰に苦しむ方々の支援策としては、消費税減税よりも給付金などの生活困窮者への支援や社会保障の充実といった、より的確な効果的な施策が求められている。さらに、地方財政にとっても消費税は重要な財源である。減税によって国の税収が減少すれば地方交付税の原資も縮小し、結果として地方自治体の財政運営にも深刻な影響を与えることは避けられない。本市の住民サービスの維持、向上、充実を図るためにも、現時点において、消費税減税は適切な選択肢ではないと考えるとの反対討論がありました。

また、賛成討論として、消費税の減税は高所得者への恩恵が大きく、低所得者への恩恵が少ないのでないかという話があったが、問題は自分が使えるお金の中でどれだけ消費税に使わなければならぬのかが大きな問題である。低所得者層には日用品を買うにしても10%課税され、その分払わざるを得ない。すなわち使えるお金も減っていくことになる。高所得者に有利という話ではなく、低所得者の方が消費税の負担が大きい。物価高騰の中で食料品も値上がりし、その全てに消費税がつくので、所得が少ない人にとっては消費税が減税されれば大きな変化となる。様々な形になるにせよ、消費税減税は一定の効果を出すことになると思う。今ここで政府や国を動かすために各地方が声を上げていく、その一歩として請願を採択したいとの賛成討論がありました。

また、反対討論として、物価高騰で市民生活や中小企業が苦しい状況にあることは理解するが、消費税は令和6年度で23兆8,000億円を見込む重要な財源である。財源の裏づけが示されないまま減税を求めるのは現実的ではない。また、請願文には、人件費などの付加価値に課せられる消費税率など不正確な表現や、賃金の引上げにつながるといった因果関係の飛躍も見られるとの反対討論がありました。

その後、討論なく、採決の結果、賛成少数で不採択となりました。

次に、請願第2号インボイス制度の廃止をめざし、事業者の負担を軽減する経過措置を継続するよう求める意見書を、国に提出することを求める請願書を審査しました。

初めに、紹介議員である関谷守彦議員より請願の趣旨説明があり、その後、質疑に入りました。

委員より、消費税導入時から、一部の小規模事業者に対しては納税義務を免除するという免税事業者制度が採用された。その結果、課税事業者との間に不公平感が出てきたことによりインボイス制度が導入されたと思うが、その制度に関してどのように考えているのかとの質疑に対し、まず売上げが1,000万円に届かないような小さな事業者は、消費税を払わなくてもいいから商品を安くするなどを考える以前に、自分たちのやっている範囲で下請をするという現状である。請願文にも書いているが、消費税を価格に転嫁できない事業者が77%に上る。消費税

の納税を1,000万円未満の事業者に関して免除するという制度は、小規模な中小企業等を支援していくという趣旨である。インボイス制度に登録すると、その免除から外され、登録しないと免税事業者として業務を行えるが、取引先からすると仕入れ税額控除が取れなくなるので、打ち切られるかインボイス制度に登録するかという話になってきている。そういった現状を踏まえると、このインボイスという制度は、実質的に増税を狙ったと言われても仕方がない制度であると思う。売上げ1,000万円未満の事業者がこのインボイス制度に登録することにせよ、しないにせよ、対応は困難であるので、廃止は目指すけれど、取りあえず経過措置を継続する政策をしてほしいという思いが今回請願として上がってきたのではないかと思っているとの答弁がありました。

その後、討論では、反対討論として、インボイス制度は消費税の適正な納税を確保し、取引の透明性を高めるために導入されたものである。これまで免税事業者に対する不公平感が指摘されてきた部分を是正する仕組みであり、税制の根幹を支える重要な制度である。制度そのものの廃止を求めるることは税の公平性を損ない、納税している事業者の理解が得られない結果となり得ない。また、政府は、制度導入に際し、事業者への影響を考慮し、2割特例、8割控除といった経過措置を講じている。これは、あくまで円滑な制度移行を目的とした措置であり、恒久化することは本来の制度趣旨をゆがめることになる。むしろ、今後は制度の定着化を見据え、デジタル化の支援や事務負担軽減のため環境整備を進めることが現実的である。我々は小規模事業者の声に真摯に耳を傾けつつも、制度の信用性と公平性を維持する観点から、この請願には賛同できかねる。国に対しては、制度の廃止や特例の恒久化を求めるのではなく、現場の実情に即した支援の拡充を求めることが建設的であるとの反対討論がありました。

また、賛成討論として、インボイス制度に伴う問題は、零細事業者にとって死活問題であると考える。経過措置がこれで終わりとなれば仕事を打ち切られる、ひいては事業廃止の話も出てくると考える。日本経済というのは、中小企業、零細事業者によって支えられている。しかし、その根幹が崩れかけている。国においても中小企業や零細事業者に対し、どういった支援をしていくかが非常に重要な観点だと思うが、現状としては支援が少ないと思われる。そのため、せめて2割特例、8割控除の経過措置だけは継続してもらう、そして将来的にはインボイス制度を廃止することが大切ではないかと考えているとの賛成討論がありました。

また、反対討論として、物価高騰の中で小規模事業者が厳しい状況に置かれていること、免税事業者やフリーランスに新たな納税義務が生じるため負担が増していること、さらに取引排除や値引きの強要など、不公正な事態が懸念されることが述べられている。この点については自分も一定の理解をしている。しかしながら、制度そのものを廃止してしまえば、消費税の仕組みにおける取引の透明性や税制の公平性が失われる。既にインボイス制度を前提にした取引が浸透しつつある中で、それを廃止すれば社会全体に大きな混乱を招きかねない。必要なのは

制度の廃止を目指したものではなく、制度を維持した上で、事業者の負担をできる限り軽減する改善策を進めることができると考えるとの反対討論がありました。

その討論はなく、採決の結果、賛成少数で不採択となりました。

以上で、文教厚生委員会の委員長報告を終わります。令和7年9月30日、文教厚生委員会委員長 若園五朗。

○議長（今木啓一郎君） これより、議案第53号瑞穂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今木啓一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今木啓一郎君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第53号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（今木啓一郎君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第53号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第57号瑞穂市税条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今木啓一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（今木啓一郎君） 10番 関谷守彦君。

○10番（関谷守彦君） 改めまして、おはようございます。

議席番号10番、日本共産党の関谷守彦です。

ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、議案第57号瑞穂市税条例の一部を改正する条例について反対討論をさせていただきます。

今回の条例改正案の一番の問題点は公示送達の方法について、これまでの市役所前の掲示板を使っての方法、それに加えて市のホームページなどを使って行うという、これまでとは大きく異なるそういった方法が導入される、そこが一番今回のこの条例案のポイントだと思っております。

市のホームページなどに掲載をするということは、そこに示される情報が、言わば万人衆目にさらされる、個人情報があらゆる人にさらされる方法ということになってしまいます。個人情報をこれまでの掲示板に掲示するという方法から比較をすれば、非常にリスクが高くなってしまっています。ましてやその具体的な内容、方法等が定まっていない。そんな状況でこれを制定するということは個人情報保護に対する認識が弱いのではないか。しっかりとここは執行部も、私たち議員も、そして市民も考えなければならない問題ではないかと思います。

そして、さらに先ほど委員長からの報告に、地方税法が改正されたならば、市条例も改正されなければそこが生まれるといった賛成討論が報告されておりました。しかし、これは8月21日に行われた市町村議会議員研修セミナーで学んだ地方自治の本旨である住民自治、団体自治の趣旨に反する意見だと思います。1990年代後半から始まった地方分権改革の動きそのものに逆行するものになります。ましてや、この公示送達の今回のことについては、しなければならないという規定ではありません。法律上そうなっておりません。またはという表現を使って選択可能だということで、インターネットで掲示をすることを強制するものではありません。したがって、ここはしっかりとこれが市民の利益にかなうものかどうか、そこは十分吟味をすることが求められると思います。

市の処分が知らされないという不利益を解消させる、利便性ということになると思いますけれども、それと個人情報が万人の下にさらされてしまう、そういった不利益を比較検討していくことが大切ではないかと思います。ましてや現状は具体的な手法も明らかになっておりません。したがって、今の段階でこの方法を条例で定めてしまう、これはあまりにも早計であると言えます。したがって、今回のこの条例改正には反対であります。

以上、私の反対討論とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（今木啓一郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（今木啓一郎君） 2番 横田真澄君。

○2番（横田真澄君） 皆様、改めまして、おはようございます。

議席番号2番、創緑会、横田真澄です。

議長より発言の許可をいただきましたので、ただいま議題となっております議案第57号瑞穂市税条例の一部を改正する条例について、賛成の立場から討論をさせていただきます。

今回の改正は、国の地方税法改正を受け、市の条例を整合させるものです。反対意見をいたしまして、個人情報の保護の観点から議論が不十分であるといった指摘がありましたが、公示送達で公表される情報は従来の掲示板に掲示されていた内容と同様、必要最小限にとどまります。新たに過剰な個人情報が公開されるものではありません。むしろ従来は役所に足を運ばなければ確認できなかったものがインターネットで確認できるようになることで、市民の利便性や権利保護が強化されるものと考えます。地方自治体として国の法改正に対応しつつ、市民の利便性と透明性を高めることは責務であります。よって、本条例改正に賛成いたします。

○議長（今木啓一郎君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今木啓一郎君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第57号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（今木啓一郎君） 着席願います。

起立多数です。したがって、議案第57号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第59号令和6年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今木啓一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

○議長（今木啓一郎君） 10番 関谷守彦君。

○10番（関谷守彦君） 議席番号10番、日本共産党の関谷守彦です。

ただいまより、議案第59号令和6年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、反対討論をさせていただきます。

今回の報告によりますと、決算によりますと、1人当たりの保険料は11万8,371円、1年前と比べますと8,394円のアップ、7.6%のアップになっております。この決算書に出ている個人市民税と比較しますと2倍を超える、そういう数字になっております。個人市民税よりもはるかに高いのが今の国保税であります。そして、これが6年間やるということありますので、6年後、令和11年だと思いますけれども、5万円を超えるアップになってきます。16万円を超える保険税、先ほど言った個人市民税と比較をしますと3倍にもなってくる。本当にこれが払えるものか、そういう問題が現実にあると思います。

その一方、医療費を見てみると、医療費の高騰によって負担が増えているから仕方がないという御意見もありました。しかし、文教厚生委員会に出ておりました資料を見させていただきますと、医療費1人当たりの金額は令和5年度が41万2,079円であったのが令和6年度には41万4,514円、2,435円のアップということで報告されております。このうち本人が負担するの3割分の730円ということになります。

保険税のアップと医療費の1人当たりの増え方、これを比較しますと明らかに、国民健康保険税ですけれども、そちらのほうのアップが圧倒的に高い、そんなふうな状況であります。結局は、医療費の高騰というよりは、結局県の国保の統一化、そういうことがされるがためにこの値上げがされている、そういう現状ではないでしょうか。

今国保で法定減免といった制度がありますけれども、それを適用されている国保加入者の世帯は半分以上の52.31%、令和5年度の状況であります。つまり半分以上が減免を受けざるを得ない、そういう実態も一方にある。そういうことに鑑みますと、本当にこういったやり方でいいのか。

また一方、私も予算のときなどにも若干提案をさせていただいておりますけれども、今、国のほうは就学前の児童に対して均等割の半額減免ということがなされております。それを18歳未満まで引き上げる。これに要する費用は700万円程度、そして全額免除といったことまで考えたとしても、1,700万円前後ではないかと試算をしているところであります。

こういったことにつきましては、全国の知事会や市長会においても、特に今年に入りまして、国の責任でこの均等割の減免を拡大してほしい、そういう要請も出されるところであります。

瑞穂市の国保について考えると、保健事業といったものを、健康管理の問題については、ほかの市町に比べて進んでいると、評価できると私も思っております。そういう評価できる部分があるにしても、やはりこの上げ方、そういうものは今後の国保の在り方そのものが崩壊しかねない、そういうものを招きかねないと思いますので、こういった決算については反対をさせていただきたいと思います。

以上で反対討論を終わります。

○議長（今木啓一郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[「議長」と呼ぶ者あり]

○議長（今木啓一郎君） 2番 横田真澄君。

○2番（横田真澄君） 議席番号2番、創緑会、横田真澄です。

ただいまの議題について、賛成の立場から討論をさせていただきます。

国民健康保険税の負担増は大きな課題であり、特に子育て世帯へのさらなる支援が必要であるという御意見には共感をいたします。しかしながら、本議案は決算認定であり、当該年度の事業が法令や条例に基づき適正に執行されたかを確認するものであります。

今回の決算については、監査委員からも適正との意見が付されており、認定に値するものです。

市独自の子ども医療費助成や将来的な保険税軽減策の検討は今後の政策課題としてしっかりと議論すべきであります。その一方で、会計の執行状況が適正である以上、決算認定そのものに反対する理由にはなりません。よって、本議案には賛成といたします。

○議長（今木啓一郎君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

[「なし」の声あり]

○議長（今木啓一郎君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第59号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（今木啓一郎君） 着席願います。

起立多数です。したがって、議案第59号は委員長報告のとおり認定されました。

これより、議案第60号令和6年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（今木啓一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者あり]

○議長（今木啓一郎君） 10番 関谷守彦君。

○10番（関谷守彦君） 議席番号10番、日本共産党の関谷守彦です。

この議案第60号令和6年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場から討論させていただきます。

令和5年度の保険料が1人当たり7万8,038円であったものが、6年度決算においては8万5,010円、8.9%大幅なアップとなっております。これは2年に1回、後期高齢者の保険料については引上げをするという内部的な申合せみたいなものでつくられていると思いますけれども、それが令和6年度実施されたということで、今回この大幅なアップになっていると思います。中身的にも人数が増えたというよりも、やはりこの保険料率のアップ、これ自体が大きな要因になっております。

先ほど委員長報告にありましたように、今年度の年金については1.9%のみの引上げということで、物価高騰、物価の値上がりに対しても追いついていない。そんな状況で後期高齢者の保険料を引き上げていく、そういうものが結果として今回の決算に出てきているわけでありますけれども、そういう意味において、私は今回の決算認定について反対をさせていただきます。以上です。

○議長（今木啓一郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（今木啓一郎君） 2番 横田真澄君。

○2番（横田真澄君） 議席番号2番、創縁会、横田真澄です。

ただいま議題となっております議案第60号令和6年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場から討論をさせていただきます。

ただいまの反対討論では、年金や物価上昇との関係から、制度そのものに懸念を示されたものと理解をいたします。私も、高齢者の生活が苦しい状況にあるということは理解をいたします。しかしながら、先ほどの私の賛成討論でも申し上げたとおり、決算審査において私たちが確認すべきは、執行が予算や法令に基づき適正に行われたかどうかであります。

本決算については、監査委員からも不適正な指摘はなく、保険料の収納や医療費適正化への取組も着実に進められております。制度改善の必要性は求めていくべき課題ではありますが、それと決算認定の可否は切り分けて考えていくべきだと考えます。よって、本議案は認定すべきものと判断し、賛成をいたします。

○議長（今木啓一郎君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今木啓一郎君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第60号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方

は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（今木啓一郎君） 着席願います。

起立多数です。したがって、議案第60号は委員長報告のとおり認定されました。

これより、議案第66号令和7年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（今木啓一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[「なし」の声あり]

○議長（今木啓一郎君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第66号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（今木啓一郎君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第66号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第67号令和7年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（今木啓一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[「なし」の声あり]

○議長（今木啓一郎君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第67号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（今木啓一郎君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第67号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、請願第1号「消費税減税を求める意見書」の国への提出を求める請願書の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（今木啓一郎君） 9番 鳥居佳史君。

○9番（鳥居佳史君） こんにちは。議席番号9番、市民の会、鳥居佳史です。

請願第1号「消費税減税を求める意見書」の国への提出を求める請願書の委員長報告について、先ほど配付されました委員長報告の後半の部分ですね、請願文には、人件費などの付加価値に課せられる消費税率など不正確な表現や、賃金の引上げにつながるといった因果関係の飛躍も見られるといったところなんですけれども、この人件費というのは、基本的に外注費の中に、例えば、人材派遣会社に依頼した外注費には人件費として付加価値税が加えられるもので、そもそもこの付加価値税に課せられる中の人件費という表現に私は読み取れますので、この不正確な表現ということについていかがなものかと思います。

もしそういうことで、この後の賃金の引上げにつながるといった理由は、外注費について人件費が、消費税が入っているんで、これがもしなくなれば当然支払うほうも消費税を払わなくて余計、消費税がなければ人件費が上がるということは十分考えられますので、因果関係に飛躍とは私は取れないんですけど、この辺の議論というのは委員会の中であったんでしょうか、お尋ねします。

○議長（今木啓一郎君） 文教厚生委員長 若園五朗君。

○文教厚生委員長（若園五朗君） 議席番号18番 若園五朗。

ただいま鳥居議員の請願第1号の質疑ですけれども、その内容については議論しておりません。そして鳥居議員も傍聴されているので、審議内容を全て御存じですのでよろしくお願いします。

以上で報告を終わります。

○議長（今木啓一郎君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今木啓一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

この請願に対する委員長の報告は不採択です。まず、この請願に賛成者の発言を許します。

[「議長」と呼ぶ者あり]

○議長（今木啓一郎君） 9番 鳥居佳史君。

○9番（鳥居佳史君） 議席番号9番、市民の会、鳥居佳史です。

請願第1号「消費税減税を求める意見書」の国への提出を求める請願書について、賛成の立場で意見を述べさせていただきます。

消費税は一般に公平に広く徴収するということですけれども、この公平という部分について、今、日本は格差社会になってしましました。そういう中で、非常に収入が少なくなってしまった方がいらっしゃるわけです。そういう方たちにも消費税を課するというのは非常につらいです。厳しいです。世の中困った人がいたら、それに手を差し伸べるというのが共助の世界じゃないですか。そういう意味で最初に言った公平というのは、一般論としては公平は公平にすべきと分かるんですけれども、現実問題そういう現実公平でないという部分があるわけです。そういう意味で消費税については非常に弱者に厳しいので、これを見直すべきだというふうに思います。

そして、議論の中でありましたけれども、消費税は社会保障の財源として使われると。ただ、これは目的税ではないんです。社会保障に全て使わなければならぬというふうになつていないます。この消費税は普通税です。ということは、国の全体の収入の中にがばっと入っちゃうんです。つまり、所得税とか法人税とか国債も入って、その中から社会保障として使われるということで、社会保障財源のためにあるという議論は正確性を欠いています。

そして、よく言われるじゃあ財源はどこから持ってくるんだということですけれども、今、個人の金融資産は1,100兆円です。大企業の内部留保は600兆円です。やはりこのお金が世の中に回っていない。それは、先ほど言った本当の意味の共助の意味で、やっぱりそういう資産を世の中に回るようにする。つまり、そういうところから徴収する。そして、そのほかにも財産税とか相続税、金融取引税、つまりお金がある程度あるところから少しづつ確保して消費税を減額した部分に充てるという、こういうことが私は本来困っている、貧しくて消費税が厳しいという方々に手を差し伸べることだと思います。そういう意味で、消費税の減税については賛成の立場で意見を述べさせていただきました。

○議長（今木啓一郎君） 次に、本件に反対者の発言を許します。

[「議長」と呼ぶ者あり]

○議長（今木啓一郎君） 1番 宮川頌健君。

○1番（宮川頌健君） 議席番号1番、創緑会の宮川頌健です。

ただいま議長のお許しをいただきましたので、ただいま議題となっております「消費税減税

を求める意見書」の国への提出を求める請願書に反対の立場から討論いたします。

まず、物価高の中で多くの市民の皆様が生活に不安を抱えておられることを心から理解を申し上げます。実際に電気代が上がり年金だけでは暮らしが厳しいという高齢者の声や、子供の給食費や学用品の値上げで家計が苦しいという子育て世帯の声を伺っております。

厚生労働省の国民生活基礎調査においても、全国で約59%の世帯が生活が苦しいと回答しており、この厳しい現状は数字からも裏づけられています。

しかしながら、だからといって消費税減税が最適な解決策とは言えません。消費税を下げても一番恩恵を受けるのは消費額の大きい高所得者世帯であり、生活に困窮する低所得者世帯や子育て世帯には十分な効果が届きません。さらに、消費税は国と地方にとって安定した財源であります。市民が買物の際に支払った消費税の一部は、地方消費税交付金として市に分配され、福祉や教育、子育て支援など市民生活を支える大切な財源に充てられています。もし減税をすればこの交付金も減少し、結果として市民サービスの維持が難しくなります。

だからこそ本市が国に強く求めるべきは、減税ではなく直接的な支援であります。具体的には、低所得者世帯や年金生活者への現金給付、子育て世帯の給食費や医療費の軽減、光熱費補助など、困っている方に確実に届く支援を拡充していくことが必要です。これこそが市民の声に応える現実的な方策だと考えます。

以上の理由から、本市として国に意見を届けるならば消費税減税ではなく、生活に直結する支援策の充実を求めるべきであります。よって、本意見書の提出に対して反対いたします。

○議長（今木啓一郎君） 次に、本件に賛成の発言を許します。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（今木啓一郎君） 12番 馬渕ひろし君。

○12番（馬渕ひろし君） 議席番号12番 馬渕ひろしでございます。

ただいま議題となっております請願第1号「消費税減税を求める意見書」の国への提出を求める請願書に対して、賛成の立場から討論をさせていただきます。

本請願は、単に物価高に対する一時的な対策にとどまらず、日本経済の長期的な停滞からの脱却、すなわち景気回復の起爆剤としての消費税減税を求めるものと私は解釈をしておりまして、地方自治体からこの声を国に届けることは大きな意義があるというふうに思っております。

まず初めに、物価高対策としての減税という面もあるかと思います。今、日用品、食料品、エネルギー価格など、あらゆる分野で生活コストが上昇しております。このような状況で、消費に一律の10%の税を掛ける現行制度につきましては、低所得者層、子育て世帯、高齢者に特に厳しい構造というふうになっております。請願文でも指摘されているように、消費税の逆進性は明らかであり、国民生活の防衛という観点からも早急な減税対策が必要であると考えます。特に、定額減税が導入されているとはいえ、制度の複雑さや適用対象の不正確さが問題視をさ

れており、むしろ一律 5 %などの単純で分かりやすい減税こそが、より効果的で物価高対策になるというふうに考えております。

もう一つの側面として、私が一番申し上げたいのは、景気回復、そしてデフレ脱却のための戦略的な減税だということでございます。

消費税減税には景気刺激策としての効果が期待できます。過去の例を見ても、1997年、2014年、2019年のいずれの増税後にも個人消費が急激に落ち込み、GDPの成長が鈍化したことは明らかでございます。逆に言えば、消費税減税は可処分所得を即座に増やすため即効性のある景気刺激策であり、中小企業の売上げ回復や地域経済の活性化に資するものというふうに思います。特に、今の日本は内需不足による停滞が長期化している状況であり、ここに消費税減税という明確な需要喚起策を講じることは、タイムリーかつ必要不可欠だというふうに考えます。

この請願に対する反対討論にもありました、政府の社会保障財源としての主張への反論としましては、政府は、消費税は社会保障の安定財源だというふうに主張されております。賛成される議員の方にもそのような主張が見られます。しかし、その実態は、先ほど鳥居議員も述べられましたが、予算全体の中で消費税収が特定の使途に限定されるわけではなく、あくまで一般財源に組み込まれ、使途が不明確な面もございます。また、社会保障の本来の財源は保険料と国庫負担、所得税や法人税であるべきです。消費に偏重する制度は経済にマイナスの影響を及ぼすだけでなく、税制の公平性を損ないます。したがって、消費税収の減収分については、国債の活用や他の税制改革で十分に対応可能だというふうに考えます。

例えば、税収の上振れ分、インフレになり物価高騰になった上で、実際に本市も税収が増えております。また、決算においても剰余金が多額発生をしております。こうしたことによって、この消費税の減収分というのは賄えるというふうに思っております。特に、今のように物価と賃金のギャップが拡大している状況下では、政府支出を拡大して景気を下支えするべきであり、減税と財政出動は矛盾しないというふうに考えております。

また、経済成長することこそが税収を増やし、この社会保障の安定的な財源をつくるものというふうに考えております。

最後に、地方自治体から意見書を提出することについては非常に意義があると思います。地方は今、人口減少や後期高齢化、生活の不安など多くの課題を抱えています。こうした中で、消費税という国の制度が市民生活に及ぼす影響は極めて大きいと言わざるを得ず、地方の意見が十分に反映されているとは言い難いというのが現状であるというふうに思います。だからこそ、この地方議会である瑞穂市議会も住民の声を受け止め、国に対して積極的に意見書を提出する必要があると私も考えます。

とりわけ本請願は、生活者、納税者、中小事業者の切実なる実情に根差したものであり、我々はこの声を無視すべきではないというふうに考えます。今こそこの物価高から暮らしを

守る、地域経済に活力を取り戻すという観点から、この消費税の減税というものの必要性を訴えております。

本請願は、将来を見据えた健全な提案であり、市民の利益に資するものだというふうに考えております。私も社会人になって30年ぐらいたちますけれども、可処分所得が減り手取りが減っている、こんな国は日本しかございません。今こそ、この停滞した経済を回復させていくには、消費に対して税金を課すよりもほかの方法で景気回復をした上で、そうしたことの安定的な財源を確保していく必要があるというふうに考え、この国に対して「消費税減税を求める意見書」を提出する請願については、賛成の立場で討論をさせていただきます。

議員各位におかれましては、十分御理解をいただいた上で、御賛同いただきますようお願いを申し上げて、賛成討論といたします。

○議長（今木啓一郎君） 次に、本件に反対者の発言を許します。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（今木啓一郎君） 2番 横田真澄君。

○2番（横田真澄君） 議席番号2番、創緑会、横田真澄です。

ただいま議題となっております「消費税減税を求める意見書」の国への提出を求める請願書について、私は反対の立場から討論をいたします。

まず、先ほど鳥居議員のほうからもおっしゃりました公平性、また社会保障費のお話がありましたけど、それでもやはり消費税は、国や地方の社会保障財源を今支えている極めて安定的な税収であることは間違いないかと思います。

高齢化が進み、医療、年金、介護がこれからますます社会保障費が増大する中で、その貴重な消費税の引下げを行えば、結果として将来世代に大きな負担を先送りすることになるというふうに私は思います。

また、先ほど馬渕議員のおっしゃられた景気の刺激というようなお話があったと思うんですけども、個人個人で見れば、その減税分というのはそれほど大きなものではないというふうに私は思っておりますし、減税分がその効果の大きな景気刺激になるのかというと疑問があります。

また、地方財政にとってみれば、宮川議員がおっしゃったように、消費税は重要な財源であります。減税によって国の税収が減少すれば地方交付税の原資も縮小し、結果として本市の財政運営にも深刻な影響を与えることは避けられません。本市の住民サービスの維持、充実を図るためにも、現時点において消費税減税は適切な選択肢ではないと考えます。

以上の理由から反対とさせていただきます。

○議長（今木啓一郎君） 次に、本件に賛成者の発言を許します。

〔举手する者あり〕

○議長（今木啓一郎君） 10番 関谷守彦君。

○10番（関谷守彦君） 議席番号10番、日本共産党の関谷守彦です。

ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、この請願について賛成討論をさせていただきます。

今何人の方が賛成、反対の議論をされたところでありますけれども、そこを聞きまして、私もやっぱりこの消費税減税をしていく、これはやっぱり国民の声、さきの参議院選挙でそういった結果が出たと思います。これをいかに実現させるのか、まさに今それが問われているのではないか、そんなふうに思います。

この消費税を減税することによって、先ほど馬渕議員のほうからもお話がありましたように、今の物価高騰に対応していく、そういった一つの当面の課題、そして根本的には今の景気を回復していく。この30年、失われた30年と言われておりますけれども、それを正していく、そういった起爆剤にもなっていく、そんなようなお話があったと思います。そういった中で、私も幾つか資料を披露させていただきたいと思いますけれども、まず、この消費税の逆進性の問題であります。

当然、物を買うのはお金持ちのほうがたくさん買われますので、いわゆる絶対額で見れば、多少そちらの方のほうが当然消費税を払われるのが多い。ですから、減税をすると、その分を得するのはお金持ちだという議論がありますけれども、果たしてそうか。やっぱり実態はどうかということだと思います。

これは、勤労者世帯の年収別に消費税の負担割合ですが、どうなっているか。当然、収入の少ない方は可処分所得が少ないので絶対額の消費は減るということになります。これを見ますと、大体年収が200万程度の方、この方の場合、その収入に占める消費税の負担割合はどの程度かといいますと、6.3%というふうに出ております。住民税、所得税、こういったものをひっくるめた割合は1.5%だけれども、消費税のほうは6.3%を負担しなければならない。ところが、1,500万程度の収入の方はどうなっているかといいますと、消費税の負担割合は2.8%にしかすぎない、これがいわゆる逆進性の根本のところだと思います。ここをしっかりと見ていく必要がある。

そもそも税金というのは、お金持ちからたくさんいただき、少ない方からは負担を少なくして、それを合わせて社会全体を豊かにしていく、そういった政策に回していく、これが国的基本的な仕組みだと思います。ところが、この消費税が導入された以降、逆進性という問題が出てきて、全体としてそういった負担割合が、収入の少ない方では多くの割合を占める。先ほど言いました資料を見ますと、様々な税ですね、消費税も含めいろいろな税を合計したのが、200万程度の収入の方ですと大体全体収入の10.8%ぐらい、それが負担をしている。ところが、先ほど言った1,500万程度の収入の方になりますと16.9%、その差は6%ほどということで非

常に狭まっている、これはかつてなかったことだと思います。そういった意味で、この消費税を減税していく、私は個人的には、もちろん廃止したほうがいいと思いますけれども、当面そういう形で減税するということは非常に大きな効果をもたらすのではないか。

そして、その一方で、これはGDPに対する各消費税導入当時、最初は3%でしたけれども、そのときと、これは1989年ですね、それと直近の2025年の税収がどの程度割合になっているかという資料があります。それを見ますと、発足当時は、これは期間がちょっと短かったこともありますので0.9%、それに対し、現在はGDPに対し消費税の占める割合は5.0%に大きく増えております。

その一方、じゃあどこが減ったか、ここが問題なんですけれども、法人税、法人所得税、これが大きく減って6.9%から4.2%、そして個人所得税も1%下がり、7%が6%に下がっている。その他の税収についてはほとんど変わっていない。つまりは、消費税が法人税あるいは所得税の増えた分、そちらが減ってしまっている、これがこれまでの実情だと思います。やっぱりそこを変えていかなければ日本の経済そのものがきちんと回っていかない、そのように私は思うところであります。

そういう意味において、この消費税、もちろん野党の中でもいろいろな考え方がありますので一本にまとまっているわけではありません。与党の中にも、これはやっぱりやったほうがいいんじゃないか、そんな話も聞こえてくるわけであります。そういうことも含めて、今やっぱりしっかりと国、国会の中で議論をしていただき、やっぱり国民としては消費税減税をやることが非常に重要だということで選挙結果が出たわけです。それを踏まえながら、どうしたらそれを実現できるのか、まさにそれは国会の中での議論だと思います。

当然それによって財源をどうするかというのは、またその仕組みによって変わってくると思いますので、そこら辺も含めて、やはりこの国民の声をしっかりと国会の中で議論してほしい、政府の中で議論をしてほしい。そういう意味で地方自治体からこういった声を上げていく、それが非常に重要なことだと思いまして、私の賛成討論とさせていただきます。以上です。

○議長（今木啓一郎君） 次に、本件に反対者の発言を許します。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（今木啓一郎君） 17番 若井千尋君。

○17番（若井千尋君） 議席番号17番、公明党の若井でございます。

ただいま今木議長より発言のお許しをいただきましたので、請願第1号「消費税減税を求める意見書」の国への提出を求める請願書について原案には反対という、文教厚生委員会に付託をされまして、委員長報告では、文教厚生委員会では不採択となりましたので、不採択には賛成、原案には反対の立場で討論をさせていただきます。

今お話を伺っておりまして、まず請願書、また意見書等を瑞穂市の市民の皆さんとの声として

しっかり聞いて国に対して唯一言つていけるのが、市議会としていけるのは意見書でございまして、本当にこういったことを議論するのは大いに賛成の立場でございます。また、多くの議員の皆様が思つておられるように、現状、本当に今生活が大変困窮されておられる方のお声もたくさん聞いておりますし、そのように思つております。

そんな中で、まずはこの意見書の内容の確認というか、質問ではなくて、この請願の趣旨の中で、人件費など付加価値に課せる消費税率が引き下げられれば事業者の負担が軽減されるというような文言がございます。これは本当にそうなのかというのが疑問がありますし、人件費に関しては、給与所得には消費税は関わってこないというふうに認識をしておりますので、その辺のことも踏まえながら、消費税は社会保障の安定財源であり、これはもう本当に皆様もおっしゃったとおりです。最も安定した税収であります。

消費税は、年金、医療、介護、子育て支援といった社会保障のための安定財源として位置づけられています。恒久的な減税を行えばこれらに必要な財源が大きく減少し、結果的には将来世代への負担増やサービス低下にもつながると考えます。単なる減税要求ではなく、社会保障と税の一体改革の趣旨を理解すべきであると考えます。

日本では消費税という形、海外的には付加価値税といったもので、2桁でも多くの国ではもつともっとこれが負担がかかっておるわけでございますけど、その反面、しっかり今言ったような社会保障が保障されておるということが非常に我が国と違うのではないかというふうに考えます。景気動向に左右されやすい法人税や所得税に比べ、消費税は安定的な税収が確保できると考えます。減税を行えば国や地方の財源基盤を揺るがし、持続可能な社会保障制度の維持に深刻な影響を与えると考えます。

以上の観点から、請願第1号、原案には反対という立場で話をさせていただきました。以上でございます。

○議長（今木啓一郎君） 次に、本件に賛成者の発言を許します。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（今木啓一郎君） 4番 関谷英樹君。

○4番（関谷英樹君） 議席番号4番 関谷英樹です。

ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、請願第1号「消費税減税を求める意見書」の国への提出を求める請願書に賛成の立場から討論をいたします。

現在、国内では、食料品や光熱費、日常生活に必要な品目も値上がりを続け、物価高騰が家計を直撃しています。特に年金生活者や子育て世帯、そして中小企業、小規模事業者にとっては消費税が大きな負担となっているのが現実です。

産経新聞とFNNが5月に実施した合同世論調査では、消費税を減税・廃止すべきとの回答が計71%となっており、また最近の調査ではもう少し上がっておりますけれども、国民の多く

の方が減税を望んでいます。国が大規模な経済対策を講じる必要がある今こそ消費税の減税により国民生活の負担を軽減し、そして事業者の皆さんのが安心して事業を継続できる環境をつくることが不可欠だと感じます。地方からその声を上げ、地方の声を届けることに私は大きな意味があると考えています。

以上の理由から、私は本請願に賛成いたします。以上、討論といたします。

○議長（今木啓一郎君） 次に、本件に反対者の発言を許します。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（今木啓一郎君） 3番 北村彰敏君。

○3番（北村彰敏君） 改めまして、こんにちは。

議席番号3番、日本維新の会、北村彰敏です。

ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、請願第1号「消費税減税を求める意見書」の国への提出を求める請願書につきまして、反対の立場から討論いたします。

まず、消費税は医療、介護、年金といった社会保障の安定財源として位置づけられています。その規模は、所得税、法人税と並ぶ3大税目の一つであり、財務省の公表する令和7年度修正予算では、消費税収は24兆9,080億円と見込まれ、国の租税収入全体77兆8,190億円の約3分の1を占める規模に達しています。この事実からも明らかのように、消費税は国の財政と社会保障制度を支える柱です。ここで安易に減税を行えば制度の持続可能性を損ない、将来世代に負担を先送りすることにつながりかねません。

今回の請願は、減税の対象や具体的な代替財源を示さず、ただ国会で議論を求める内容にとどまっています。自治体から国に意見を提出する以上、一定の方向性や実効性が示されなければ説得力を欠きます。財源の裏づけを欠いたまま減税をと求めるることは、結果として市民に対する無責任な対応になりかねません。

先ほど閑谷守彦議員から、低所得者のほうが消費税の負担感が大きいという逆進性の課題の指摘がありました。確かに消費税には逆進性の課題があります。しかし、一律に消費税減税では、消費額の多い高所得者ほど恩恵が大きくなるという問題も残ります。本当に困っている人に支援を届けるには、低所得者や生活困窮者を対象とした給付金や社会保障の充実といった直接的な政策のほうが効果的であり、持続可能でもあります。

生活必需品である食料品などの税率については、家計への影響が大きいため、国政の場で限的な見直しを検討する余地はあります。こうした具体的で現実的な議論であれば理解できます。しかし、今回の請願は減税をとするのみで、そのような具体性を欠いています。

消費税は地方財政にも直結しています。国税収入が減少すれば地方交付税の原資も減り、結果として瑞穂市を含め、全国の自治体の財政運営に大きな影響を与えます。市民サービスを安定的に維持、充実させるためには、安易に減税を求めるることはできません。

物価高騰に苦しむ市民への支援は不可欠です。しかし、その手段は一律の消費税減税ではなく、対象を絞った的確で持続可能な施策を通じて、本当に困っている方々へ直接支援を届けることこそが必要です。その観点から今回の請願には賛同できず、反対いたします。

なお、先ほど鳥居議員から質疑がありました請願文には、人件費などの付加価値に課せられる消費税率など不正確な表現や賃金の引上げにつながるといった因果関係の飛躍も見られる。これは私の反対討論なんですけれど、意味として、まず請願文には、人件費などの付加価値に課せられる消費税などの不正確な表現に対しては、人件費や給与には消費税はかかるない、非課税取引でという意味で申し上げました。あと、賃金の引上げにつながるといった因果関係の飛躍も見られるとの部分ですが、賃金水準は労働需給や企業収益、労使交渉など多様な要因に左右されるため、インボイス廃止イコール賃上げは飛躍であると思い申し上げました。以上です。

○議長（今木啓一郎君） 次に、本件に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今木啓一郎君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから請願第1号を採択します。

本案に対する委員長の報告は不採択です。請願第1号「消費税減税を求める意見書」の国への提出を求める請願書を原案どおり採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（今木啓一郎君） 着席願います。

起立少数です。したがって、請願第1号「消費税減税を求める意見書」の国への提出を求める請願書は、不採択と決定しました。

これより、請願第2号インボイス制度の廃止をめざし、事業者の負担を軽減する経過措置を継続するよう求める意見書を、国に提出することを求める請願書の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今木啓一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

この請願に対する委員長の報告は不採択です。まず、この請願に賛成者の発言を許します。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（今木啓一郎君） 4番 関谷英樹君。

○4番（関谷英樹君） 議席番号4番 関谷英樹です。

ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、請願第2号インボイス制度の廃止をめざし、事業者の負担を軽減する経過措置を継続するよう求める意見書を、国に提出することを求める請願書に賛成の立場から討論をいたします。

インボイス制度の導入から約2年が経過しましたが、小規模事業者やフリーランス、農業者の方から、制度への対応に係る事務作業やコストが負担となっているという声を数多く伺いました。例えば、農業者の方からは、取引先からインボイス登録を求められたが農繁期に事務作業をこなすのは難しいといった声、またフリーランスで働く方からは、免税事業者のままで取引を打ち切られる不安がある、かといって登録すれば納税や経理の負担が重くなるとの悩みを伺いました。

インボイス制度を考えるフリーランスの会が事業主や会社員、計7,000人を対象に実施したアンケートによると、全回答者の91.9%が不利益が多いとし、見直しや廃止を求めています。国においては経過措置を設けていますが、それが終了すれば、さらに多くの事業者が取引や納税の面で追い込まれることは避けられません。ですので、今は制度そのものを見直し、将来的な廃止の検討とともに少なくとも経過措置を継続していただき、事業者の皆さんのが安心して事業を続けられる環境を整えることが必要だと考えます。

以上の理由から、本請願書に賛成いたします。以上、討論とさせていただきます。

○議長（今木啓一郎君） 次に、本件に反対者の発言を許します。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（今木啓一郎君） 1番 宮川頌健君。

○1番（宮川頌健君） 議席番号1番、創緑会の宮川頌健です。

ただいま議題となっておりますインボイス制度の廃止をめざし、事業者の負担を軽減する経過措置を継続するよう求める意見書を、国に提出することを求める請願書に対し、反対の立場から討論いたします。

まず、インボイス制度は、消費税の公平性を確保するために導入されたものです。これまで免税事業者が消費者から預かった消費税を納めずに済む、いわゆる益税の問題がありました。制度を廃止すれば真面目に納税している事業者との不公平が再び広がり、税制の信頼が損なわれます。

次に、インボイス制度は取引の透明性や信頼性を高めます。請求書に消費税額を明確に記載することで取引内容が正確になり、不正やトラブルを防ぐことができます。特に、中小事業者にとっても適切に税務処理をしていることが信頼のあかしとなり、私自身も実感していますが、新たな取引につながる可能性があります。

一方で、小規模事業者への負担が大きいという意見には理解を示します。しかし、それを理

由に制度そのものの廃止を目指すことは適切ではないと考えます。実際、現在国は2割特例や補助金、経理ソフト導入支援など様々な措置を用意し、期限つきではあるものの補助を行っておりまます。

最後に、消費税は社会保障を支える重要な財源です。インボイス制度によって税収が適切に確保されることは、将来の年金や医療、子育て支援の安定にもつながります。公平で透明な税制を守るため、この意見書には賛成できません。

以上、反対討論とします。

○議長（今木啓一郎君） 次に、本件に賛成者の発言を許します。

[「議長」と呼ぶ者あり]

○議長（今木啓一郎君） 12番 馬渕ひろし君。

○12番（馬渕ひろし君） 議席番号12番 馬渕ひろしでございます。

ただいま上程をされております請願第2号インボイス制度の廃止をめざし、事業者の負担を軽減する経過措置を継続するよう求める意見書を、国に提出することを求める請願書に対して、賛成の立場から討論をさせていただきます。

まず初めに、インボイス制度が施行されて約2年が経過しましたが、その運用において多くの課題が明らかになりつつあります。特に、免税事業者や零細事業者への負担が甚大であるということで、各地で強く指摘をされております。

請願の趣旨は、インボイス制度の本質的な問題に加え、当面の緩和措置として導入された2割特例、8割控除の期限の延長または恒久化してほしいという趣旨でございます。

特例制度は、事業者の事業負担、税負担の増大を緩和する重要な措置です。しかしながら、これが2026年までに終了すれば、多くの小規模事業者がインボイス制度への完全対応を迫られ、廃業や取引縮小に追い込まれるという可能性がございます。

このインボイス制度というものは、適格請求書発行事業者と免税事業者とを実質的に選別をして、取引排除を促す制度設計ではないかと考えております。なぜならば、小規模なフリーランスや芸術家、一次産業従事者などが取引から排除される可能性があります。消費税を納めていないのに取引額をそのままという批判が独り歩きをし、税制に対する誤解や分断を招いていると私は思います。このインボイス登録を実質的に強制するような圧力というものが経済の現場では行われていると思います。

また、地方経済や地方雇用への影響も指摘をされております。本制度では、都市部の大企業以上に地方の小規模事業者や副業事業者、パートタイマー的就業者に大きな打撃を与えてると思います。例えば、農業者、林業者、地域のイベント関係者、文化・芸術活動、障害者就労支援事業者など、小さな経済循環を支える存在というものが萎縮をしております。このインボイスの事業者にならなければ取引を停止するといったようなことも実際に事例としてはあると

いうふうに聞いておりますし、実際に、この請願にあるように廃業をしたという声も複数寄せられております。

この特例措置については継続を求め、また私としては、消費税には減税もしくは廃止といったことも必要であるというふうに考えますけれども、先ほどから反対の討論にございますことに私なりの考えを述べさせていただきたいと思いますけれども、まず消費税が、先ほど宮川議員もおっしゃられましたが、消費者から預かっている益税であると、預かっている税金を納めない事業者があつて不公平だというお話がございます。これは間違いでございまして、政府答弁でも消費税は預かり税ではないという答弁をされておりますので、一度御確認をいただきたいと思います。

つまり付加価値税という、先ほどからお話もありましたけれども、付加価値に対する税金でございまして、先ほど北村議員もおっしゃられましたが、人件費が非課税であると、そのとおりであります。それを消費税から控除することができないから消費税額が増えるというわけでございます。派遣労働だったりすれば業者間の取引となり消費税の対象となるものでありますから、その支払った消費税については本来納めるための税金から引くことができますが、正社員だとかそういう人件費について、また社会保険料、そうしたものについては消費税を払っていないものですから、それをいわゆる仕入れと考えれば、仕入れからその消費税分を引くことができないので、消費税額としては増えるということでございますので、ぜひそのことについては、いわゆる最初に申し上げた誤解が生じていると、益税ではないということを申し上げておきたいというふうに思います。

もう一つ、安定財源というお話がありますけれども、確かに安定した財源です。景気の動向に左右されないといえばそうだと思います。しかしながら、これは裏を返せば赤字の事業者であつても、つまり利益を出せていないような中小企業、零細企業であつても納めなくてはいけない。私も中小企業の経営者でございましたので、消費税を払うために借入れをしたという経験もございます。そのぐらい、いわゆる負担しなければいけない、担税能力ですね、担税能力に応じた税金を納めるものの性格をした消費税ではない。

だから、税を負担することができる人が税を負担して社会保障制度を支えていくということが大事であり、私が申し上げたいのは、30年デフレであった、所得が減っていった、このいわゆる就職氷河期世代と言われる私は真ん中におりますけれども、この30年間減税といったことがあったでしょうか。つまり、税金の負担が減ったということは一度もなかつたというふうに私は考えるところでありますけれども、一度もなかつたは言い過ぎかもしれません、ほとんどなかつたと思います。

これで消費税を減税するということがあれば、諸外国でもコロナ禍では消費税を減税したという事例があります。そもそも消費税は上げたり下げたりするものでございます。インフレに

なって市場にお金がたくさんあれば、それを引き上げるのが税金であると教科書にもビルトイン・スタビライザーだと書かれております。ぜひこの負担、消費税という税金に頼る、今30%ぐらいになっているとおっしゃいましたが、そもそもは1990年ぐらいには消費税がなかった、そのときには法人税で負担をしていたというわけでございます。そういう税の徴収の在り方というものをしっかりと考えていく必要があるというふうに考えております。

ぜひこの消費税についてはしっかりとお考えをいただきて、公平な税制、負担感、公平な負担、そういうものが求められる、さらに安定した財源が確保できるものをしっかりと国会で議論をして考えていただくということが必要であるというふうに思います。

そうしたことを申し上げて、このインボイス制度を廃止、そして事業者の負担を軽減する措置を継続していただくというこの請願の趣旨には賛同をさせていただきまして、賛成の討論とさせていただきます。

○議長（今木啓一郎君） 次に、本件に反対者の発言を許します。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（今木啓一郎君） 2番 横田真澄君。

○2番（横田真澄君） 議席番号2番、創緑会、横田真澄です。

議長より発言の許可をいただきましたので、ただいま議題となっておりますインボイス制度の廃止をめざし、事業者の負担を軽減する経過措置を継続するよう求める意見書を、国に提出することを求める請願書に対し、反対の立場から討論をいたします。

インボイス制度は、先ほど宮川議員もおっしゃられておりました消費税の適正な納税を確保し、取引の透明性を高めるために導入されたものであります。これまで免税事業者に、より不公平感が指摘されてきた部分を是正する仕組みであり、税制の根幹を支える重要な制度です。制度そのものの廃止を求ることは税の公平性を損ない、納税している事業者の理解を得られない結果となりかねません。

また、政府は制度導入に際して事業者への影響を考慮し、2割特例や8割控除といった経過措置を講じています。これらは、あくまで円滑な制度移行を目的とした時限的な措置であり、恒久化することは本来の制度趣旨をゆがめることにつながります。むしろ今後は制度の定着を見据え、デジタル化支援や事務負担軽減のための環境整備を進めることが現実的であり、国もその方向で取組を進めています。

我々は、中小・小規模事業者の声に真摯に耳を傾けつつも、制度の信頼性と公平性を維持する観点から本意見書には賛同できません。国に対しては、制度の廃止や特例の恒久化を求めるのではなく、現場の実情に即した支援の拡充を求めることが建設的であると考えます。

以上の理由から、本意見書は反対とさせていただきます。

○議長（今木啓一郎君） 次に、本件に賛成者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

○議長（今木啓一郎君） 9番 鳥居佳史君。

○9番（鳥居佳史君） 議席番号9番、市民の会、鳥居佳史です。

請願第2号インボイス制度の廃止をめざし、事業者の負担を軽減する経過措置を継続するよう求める意見書を、国に提出することを求める請願書について、賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

今、賛成の立場で関谷議員と馬渢議員が述べられました。全く同じ意見で、さらに私は、具体的に幾らインボイスによって税収が増えているかというところを紹介させていただきます。

消費税としては、議論がありましたように、全体で23兆円ぐらいの税収がありますね。インボイスをするようになって、この2年で、明確には国も示していませんけど、大体2,000億円から4,000億円と言われているんですね。これだけの税収増になるんですけども、例えば事務負担が国も増える、個人事業者も増える、その金額はどれだけか。そして、この1,000万円以下の事業者というのは、日本のある意味、社会活動とか経済を支えている縁の下の力持ちですね。本当に1人で、大体1,000万円ですから1人でやっている方が多いと思います。そこでもし人を雇っていたら、それこそ大変です。そういう中でぎりぎりのところで、ある意味仕事をやっている中で、一律10%の消費税というのは本当に大変です。

そういう部分で、社会の今の縁の下の力持ちの中小企業、零細事業主を支援するという意味も含めて、先ほどの2,000億円から4,000億円の税収に対して、頑張っておられる個人事業主を支援するという立場において、私はこのインボイスについて今の少なくとも軽減措置を続けていくべきだと思います。そういう意味で賛成討論をさせていただきました。

○議長（今木啓一郎君） 次に、本件に反対者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

○議長（今木啓一郎君） 17番 若井千尋君。

○17番（若井千尋君） 議席番号17番、公明党の若井でございます。

ただいま今木議長より発言のお許しをいただきましたので、請願第2号に対して原案に反対の立場で討論をさせていただきます。

瑞穂市議会において先ほどもお話し申し上げましたが、本当に国に対してこの文書の内容が適切かどうか疑問が少しありましたので、そのことも踏まえて反対の立場でお話をさせていただきたいと思いますが、まず内容にあります7月の参院選でインボイス制度を廃止するように訴えた政党が得票・議席数とも多数となったと記載されていますが、必ずしも7月の参院選でインボイス制度を廃止するよう訴えた政党が議席を増やしたとは言い切れず、民意を捉えたという文言は非常に不明快であるということを思います。

また、アンケートについて、取引見直しが4社に1社との主張は一部のアンケート結果を根

拠としているのにすぎず、全国的な傾向を明確に反映しているとは言えません。政府は、中小業者の取引の適正化や価格転嫁を促すための指導を強化しており、不当な取引の排除や値引き強要を是正する仕組みを整えています。

3点目に、経過措置の継続について、現在の2割特例や8割控除はインボイス制度の開始に当たり、中小業者の急激な負担増を避けるために設けられた時限的な措置であります。これを恒久化すれば制度の趣旨が失われ、税制の公平性が失われる考え方です。特に、正しく消費税を納めている業者との間に、不公平感が残り続けるということになります。

私ども公明党も今は少数与党となりましたが、責任ある与党として、安定財源の確保のための消費税の議論は責任を持って重ねてきたというふうに思っております。確認のために、公明党が唯一、この10%一律というお話をされておりますが、日常生活と食品に関わる軽減税率を訴えたのは我が党だけであるというふうに思っております。

その上で、我々公明党もインボイス制度以前から、事業者の方々から様々なお声を賜っております。制度の公正さというよりも、事業の負担に係る観点が大部分だと考えております。これがインボイス制度の廃止となると、これまで定着に向けて進めてきたという観点からは一転して混乱を来すことになるのではないかと考えますので、廃止ではなく、もう一度現場の声をしっかりと聞いて改正を求めていく必要があるというふうに考えます。なので、インボイス制度の廃止、経過措置として実施された2割特例、8割控除の継続を求める意見書に対しては、反対という立場で討論をさせていただきます。以上でございます。

○議長（今木啓一郎君） 次に、本件に賛成者の発言を許します。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（今木啓一郎君） 10番 関谷守彦君。

○10番（関谷守彦君） 議席番号10番、日本共産党の関谷守彦です。

私のほうからも、この請願第2号について賛成の立場から発言をさせていただきたいと思います。

まず第1点、非常に益税があるというお話が幾つもあるんですけれども、本当にそうなのかというのを疑問として私は思っています。そもそもこの消費税で益税的なものを得ているのは輸出企業ですよね。いや、輸出品には消費税がかからないということになっておりますので、早い話が例えばトヨタであれば年間の戻しの消費税ですね、数千億に上っているという状況であります。しかもトヨタは仕入先にその分を返しているかというと、そんな話は聞いたことはあまりありませんので、結局一部の企業に、特に輸出企業に全部ため込まれているというのも現実です。

その規模からすれば、まさにこの1,000万円以下の企業に対してはというか、企業というよりは恐らくはほとんどが個人事業主とか、いわゆる名前だけの会社とかで実態は1人でやって

みえる、そういったところの支援というか、するためにこそ、これをわざわざつくったわけです。

今回、この制度そのものはなくされていない。つまり、それは残すけれども、なぜかこのインボイス制度を導入すると。そうすると、それに参加しようと思うと免除の恩恵が受けられなくなってしまう、そこに大きな矛盾が私はあると思います。まさに、これはどなたかの発言にもありましたけれども、それによって消費税が何千万円か増えるということで、何千億円ですかね、増えるということを期待しているのではないかと、そう思われても仕方がない、そんな現状だと思います。

なかなかこのインボイス制度というのは、正直言って私たち消費者なもんですから、直接にはある意味ではかかってこない課題でありますけれども、やっぱり事業者の方にとっては、これは死活問題だと思います。本来であればそんな制度はやってほしくない。わざわざインボイスをつくらなくても、これまでの旧来の請求書なり、領収書なりの中で、それは当然明記されていることですし、それが不正確であるといえば、そこら辺の指導をどうするかという問題で済んでいくお話ではなかったかというふうに思います。

そんな中で、インボイス制度を廃止しなければ、零細業者さんにとってはこれまでと同じように負担が増える。今回問題になる軽減措置は来年のたしか秋ぐらいまでというふうに聞いておりますけれども、そうするとあと1年ぐらいしかないということあります。

実際数字的に見ると2割軽減ですので、実際に消費税が増えたというのは、金額的にはその段階では非常に少ないというふうに聞いております。しかしそれが、この軽減措置がなくなれば一挙に増えてしまう。5倍ぐらいに増えるんじやないかと思いますけれども、それだけの金額を負担しなければならないというふうになると、1,000万円を超えない、そんな企業さんでこの金額、例えばこれまで10万円を負担していたのが50万円になってしまというふうになれば果たしてこれが払っていけるのか、そんな現実的な問題だと思います。そういった不安が非常に高まっているのが今の現状ではないか。

現実に、これまでだと2割ぐらいなら何とか大目に見てあげるわというふうに対応していた元請の方々も、さすがに全部面倒は見切れないよということで、やはりこのインボイスに登録をせよという、そういった圧力が現実にかかってきているというお話であります。これをなくしていく、何とか中小零細の業者さんが生き残っていく、そのためにはしっかりとこういった支援をしていく。現実にじやあ中小企業への国の支援がどうであったかといいますと、ここ何年もこの金額は増えていない、そんなふうな現状であります。

幾ら口で支援する、支援するといつても、その額そのものも国としては増やされていないという現状も鑑みれば、やはりこの中小零細企業さんが生き残っていく上でも、何としてもこういった制度を少なくとも経過措置を継続する、将来的にはこういったものはなくしていく、そ

ういったことが必要ではないかと思い、私のこの請願に対する賛成討論とさせていただきます。

○議長（今木啓一郎君） 次に、本件に反対者の発言を許します。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（今木啓一郎君） 5番 今井充子君。

○5番（今井充子君） 議席番号5番、創緑会、今井充子です。

議長のお許しをいただきましたので、今議題となっております請願第2号インボイス制度の廃止をめざし、事業者の負担を軽減する軽減措置を継続するよう求める意見書を、国に提出することを求める請願書に対し、私は反対の立場から討論いたします。

税の公平性を確保するためというのは、先ほど宮川議員、横田議員、若井議員も発言なさいましたので割愛させていただきますが、取引の透明性と信頼性を高めるこのインボイスの導入により、消費税の納付状況や取引の経歴、経過が明確化される、そして事業者間の信頼関係が強化される。もし、これを廃止の方向を目指すとすれば、再び消費税が実際に納められているのかどうか不透明という状況に戻り、取引上の不信を招きかねません。

また、ほかにも国際基準と照らし合わせてみると、欧州はじめ多くの国でインボイス制度が採用されており、日本もようやく国際基準に近づくようになってきているという状況です。これをまた廃止を目指すというのは世界のビジネス慣行に逆行し、国際競争力を失うおそれがあります。

最後に、経済のデジタル化への推進力という側面もございます。インボイス制度は電子請求書や会計システムの導入と親和性がとても高く、中小企業を含めた業務効率やデジタル化の推進にもなります。廃止を目指すというのは、せっかく進みつつあるデジタル化の流れを止め、業者間の競争力を弱めることにもなりかねません。そして、先ほど中小企業への応援というお話をましたが、応援の意味合いは経過措置を取り続けるというのが最適でしょうか、ほかの支援という形も考える必要があると思います。

以上の理由から、私は本請願に対して反対の意見とさせていただきます。

○議長（今木啓一郎君） 次に、本件に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今木啓一郎君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから請願第2号を採決します。

本案に対する委員長の報告は不採択です。請願第2号インボイス制度の廃止をめざし、事業者の負担を軽減する経過措置を継続するよう求める意見書を、国に提出することを求める請願書を原案のとおり採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（今木啓一郎君） 着席願います。

起立少数です。したがって、請願第2号インボイス制度の廃止をめざし、事業者の負担を軽減する経過措置を継続するよう求める意見書を、国に提出することを求める請願書は不採択と決定しました。

議事の都合によりしばらく休憩します。

休憩 午前11時31分

再開 午前11時40分

○議長（今木啓一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第13 議案第49号から日程第21 議案第65号までについて（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（今木啓一郎君） 日程第13、議案第49号岐阜県市町村会館組合規約の変更に関する協議についてから日程第21、議案第65号令和7年度瑞穂市一般会計補正予算（第4号）までを一括議題とします。

これらについては、総務委員会に審査が付託しておりますので、委員長の報告を求めます。

総務委員長 広瀬守克君。

○総務委員長（広瀬守克君） ただいま議長のお許しをいただきました。委員長報告をさせていただきます。

議席番号6番 広瀬守克でございます。

ただいま議題となりました9議案について、会議規則第39条の規定により、総務委員会の審査の経過及び結果について報告します。

総務委員会は、9月19日午前9時30分から、穂積庁舎議員会議室で開催しました。6名全員の委員が出席し、執行部からは、市長、副市長、教育長、各部局長及び当委員会所管の各課長に出席を求め、補足説明を受けた後、質疑、討論、採決を行いました。

それでは、審査した議案について要点を絞って報告します。

初めに、議案第58号令和6年度瑞穂市一般会計歳入歳出決算の認定についてを審査しました。

本案については、他の常任委員会でそれぞれの所管部分について協議された結果、特に意見はありませんでした。

執行部より補足説明を受けた後、質疑に入り、委員から、公債費について、令和5年度には繰上償還を実施したが令和6年度には実施していない。繰上償還をするかどうかの判断はどのようにしているのかとの質疑に対し、法律上は決算の剰余金の2分の1以上について地方債を繰上償還するか、または基金に積み立てことになっているが、基金の残額と地方債の残高を比較して決定しているとの答弁がありました。

また、減債基金について、残高が約14億円あるが、この基金の規模として適正なのかとの質疑に対し、減債基金の適正な規模というものは特段ないが、今後大型事業により事業費が増加する中で、減債基金も活用していくとの答弁がありました。

また、ふるさと応援基金は必ずしも積んでおくことが正しいとは思っていない。令和6年度においても残高が増えている。必要な事業にどんどん使っていきたいという思いがあるが、執行部はどのような考え方を持っているのかとの質疑に対し、これまである程度たまっているため積極的に活用していきたい。令和7年度は10億円ほど活用し、令和7年度決算では積立額より取崩し額が上回る予定であるとの答弁がありました。

また、決算審査意見書に業務量に対する人員の不足とあるが、どんな実態があるのかとの質疑に対し、他部署から職員不足等の正式な声はあまり聞いていない。ただし、様々な話の中で時間外が多い部署、正職員が欲しいとの声は実際に聞いている。定員については増えてはいるが定員計画の人数には足りていないや、令和6年度の年間の時間外労働が360時間を超える職員が19人おり、その中で総務課が6人もいる。監査委員の意見は総務課の人員の増加を後押しするものと考えている。幼児教育課も時間外労働が多いが、こちらは今年度増員している。来年度は総務課に人員を多く配置するや、市民部では日中は来客対応があり、どうしても時間外に事務を行わなければならないという事情もあるや、健康福祉部は、窓口に来客があると長い場合は二、三時間かかることがあり事務が定時後になってしまうや、教育委員会では、特に生涯学習課でほとんどの職員が異動して業務を知らない状態であり事務的に困難が生じているや、最近は途中退職者が多く、急遽穴埋めをしようと短いスパンでの異動となってしまう。

どうにか職員を増やそうと社会人経験のある方の職員募集も始めているとの答弁がありました。

また、コミュニティバスは、今後、運行会社の人員費等の上昇が考えられると思うが、事業者から負担金の値上げについて話はあるのかとの質疑に対し、今のところ負担金の値上げなど具体的な話はないが、近年は燃料費や人件費の高騰があるため、それらが加味されてくる可能性はあると思っているとの答弁がありました。

その後、質疑、討論はなく、採決の結果、全会一致で認定されました。

次に、議案第65号令和7年度瑞穂市一般会計補正予算（第4号）を審査しました。

本案については、他の常任委員会でそれぞれの所管部分について協議された結果、特に意見はありませんでした。

執行部より補足説明を受けた後、質疑に入り、委員から、自治会活動振興交付金が減額の理由はとの質疑に対し、本田団地自治会において、5自治会が合併して1自治会となったことによる交付金の減額であるとの答弁がありました。

また、電算管理費の使用料について、生成AI導入の費用とのことだが具体的にどのようなことができるようになるのかとの質疑に対し、文書作成や要約、校正業務、データの調査やア

イデア出しなど補助的な業務を考えているとの答弁がありました。

また、移住支援であるここにしかない暮らし応援補助金について、当初予算で見込んだ実績と今後の見込める件数はとの質疑に対し、当初は5件を見込んでいたが、8月末現在で既に5件の申請があった。今後の見通しとして、現在問合せのある3件程度を見込んでいるとの答弁がありました。

また、小学校費の設計監理委託料について、小学校5校の体育館空調のものだと聞いているが詳細はとの質疑に対し、昨年度は中学校3校に導入しており、今年度は防災担当と相談をして災害のことを考え、牛牧小と南小を整備中であるが、昨今の猛暑を考えると災害の観点だけでは済まないのではないかということもあり、まずは残りの小学校5校の設計を行うことになったとの答弁がありました。

また、衛生費国庫補助金の二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金の減額と雑入の二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金の増額の関係はとの質疑に対し、初めは国庫補助金として予算を計上していたが、国が事務委託している団体からの交付ということが判明したため、国庫補助金から雑入に計上し直した。また、当初は計画策定の委託料のみを交付対象と捉えていたが、その他の費用も対象となることが分かったため、増額分が上回ることとなったとの答弁がありました。

その後、質疑、討論はなく、採決の結果、全会一致で可決されました。

次に、議案第52号瑞穂市公民館条例等の一部を改正する条例についてを審査しました。

本案については、他の常任委員会でそれぞれの所管部分について協議された結果、特に意見はなく、報告すべき質疑、討論もなく、採決の結果、全会一致で可決されました。

次に、議案第49号岐阜県市町村会館組合規約の変更に関する協議についてを審査しました。

執行部より補足説明を受けた後、質疑に入り、委員から、当初からこのような変更があると市に連絡があつて進められたのかとの質疑に対し、今年の7月末頃に退職手当組合からメールにて連絡が来た。正式な文書とともに来たのが今回の改正の内容である。事務局としては7月末に知ったとの答弁がありました。

その後、質疑、討論はなく、採決の結果、全会一致で可決されました。

次に、議案第50号岐阜県市町村会館組合の解散及び財産処分並びに事務の承継等に関する協議についてを審査しました。

執行部より補足説明を受けた後、質疑に入り、委員から、財産が市にどれだけ分配されるのかとの質疑に対し、正式に分配される金額はまだ決まっていないが、令和7年度全体の納付額に対し、令和7年度に市が納付した金額の割合が3%弱であり、岐阜県市町村会館組合の財政調整積立金が5,215万円ほどであるため、このうちの3%ほどが分配されるのではないかと推測されるとの答弁がありました。

その後、質疑、討論はなく、採決の結果、全会一致で可決されました。

次に、議案第51号岐阜県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岐阜県市町村職員退職手当組合規約の変更に関する協議についてを審査しました。

この議案については、報告すべき質疑、討論なく、採決の結果、全会一致で可決されました。

次に、議案第54号瑞穂市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号等の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例についてを審査しました。

執行部より補足説明を受けた後、質疑に入り、委員から、宛名番号は個人番号とは違うのかとの質疑に対し、必ずしも同じものではないとの答弁がありました。

その後、質疑、討論はなく、採決の結果、全会一致で可決されました。

次に、議案第55号瑞穂市行政手続条例の一部を改正する条例についてを審査しました。

執行部より補足説明を受けた後、質疑に入り、委員から、聴聞の場合、名宛人となるべき者の所在が判明しない場合ということは起こり得るのかとの質疑に対し、今までそのような事態が起きたことは実態としてはないと答弁がありました。

その後、質疑、討論はなく、採決の結果、全会一致で可決されました。

次に、議案第56号瑞穂市附属機関設置条例の一部を改正する条例についてを審査しました。

執行部より補足説明を受けた後、質疑に入り、委員から、今回の改正は地域公共交通計画をつくっていくのが大きな目標であると思われるが、今までのものと何か変えていくものはあるのかとの質疑に対し、対象となる公共交通手段としては、今までバス、タクシー、自家用有償運送だったが、鉄道など全ての公共交通を含めた計画構想ができるものであるとの答弁がありました。

また、都市計画マスタープランにも影響があると思うが、どちらを先に行うのかとの質疑に対し、都市計画マスタープランと直接というわけではないが、まちづくりでは公共交通を見据えた道路網が必要であり、将来的に絡み合っていくものだと考えるとの答弁がありました。

また、法定協議会では、何か計画をつくるに際して国からの助成があつたりするのかとの質疑に対し、様々な事業で補助金政策が国で用意されているため、補助金の受皿となるためには法定協議会を設置する必要があるとの答弁がありました。

その後、質疑、討論はなく、採決の結果、全会一致で可決されました。

以上で、総務委員会の委員長報告を終わります。令和7年9月30日、総務委員会委員長 広瀬守克。

○議長（今木啓一郎君） これより、議案第49号岐阜県市町村会館組合規約の変更に関する協議についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（今木啓一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の意見を許します。

[「なし」の声あり]

○議長（今木啓一郎君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第49号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（今木啓一郎君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第49号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第50号岐阜県市町村会館組合の解散及び財産処分並びに事務の承継等に関する協議についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（今木啓一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[「なし」の声あり]

○議長（今木啓一郎君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第50号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（今木啓一郎君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第50号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第51号岐阜県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岐阜県市町村職員退職手当組合規約の変更に関する協議についての委員長報告に対する質疑

を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（今木啓一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[「なし」の声あり]

○議長（今木啓一郎君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第51号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（今木啓一郎君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第51号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第52号瑞穂市公民館条例等の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（今木啓一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[「議長」と呼ぶ者あり]

○議長（今木啓一郎君） 10番 関谷守彦君。

○10番（関谷守彦君） 議席番号10番、日本共産党の関谷守彦です。

ただいま議長の許可をいただきましたので、議案第52号瑞穂市公民館条例等の一部を改正する条例について、反対の討論をさせていただきます。

この条例については、考え方として、平成22年でしたかね、外部監査の指摘をベースとして3年から5年に1回見直しをしていると、そんなような説明があったところであります。

私も、総括質疑でも若干質問をさせていただいたんですけども、その質疑の中で、市の考え方はどういうふうかなとちょっとと考えさせていただきまして、例えば総合センターですとサ

ンシャインホールは除いて44%ほど、全体の管理費ですね、その部分の44%部分を言わば有料の利用者の負担で賄っていきたいと。そのほかの部分というのは免除している部分とか、市が使う部分、あるいはそのほか公共の団体が使っている部分だと、そんなような説明だったかと思うんですけども、ただ、これって本当に正しいのかどうか、本当にそれでいいのかどうかという疑問を感じているところなんです。

私の考えでは、その有料利用者も減免あるいは免除されている利用者も、そして市として使う場合も、これは同等の立場でこの施設を維持管理すべきではないかということで、それぞれが本来負担をすべき額があって、ただ、公共の施設ということで、公共性の高い低い、あるいは収益できるできないとかいう問題も含めて、その部分を同じ条件で負担を控除すると。つまり、例えば総合センターの一般的な部分だと、先ほど44%という数字が出ておりますけれども、その部分、一般の有料利用者にとっても、その人が使う部分の44%を負担すべき、そして無料、減免されているところの団体についても、その部分が使う施設の管理運営費を本来であれば44%負担すべきだけれども、その部分は免除をする、免除して市が負担をする。

市が直接使う場合も同じように考えて、44%部分は、それは結局市が使うもんで市が直接負担をするというふうなイメージのほうが私としてはすっきりしているし、そのほうが説明もしやすい。ということは、例えば総括質疑でそれぞれ幾つかの施設の有料利用とか、市の使う場合とか、どのぐらいの割合かということをお尋ねしたわけですけれども、その数字を見ますと、総合センターの会議室について見ると、有料の方が5割、そして市が使っているのが27%ほど、残りが免除されている方で22%かな、ちょっと端数がありますけれども、ぐらいになっているよと実態があります。

じゃあこの市が使う部分、無料の部分が増えるとすると、増えたとしても、私が言ったような考え方であれば、本来負担すべき44%の分を有料者は負担すればいい。だから、有料者の人が増えようが減ろうが、その部分の負担額が基本的に変わらないと。ところが、最初に言ったように市の説明の形でやるとすると、結局全体における44%を有料者が使うとすると、人数が結果的に減った場合、その減った人が負担が増えるという結果に数字的にいえばなってしまうのではないか。もちろん、それは単純に毎年毎年見るわけではありませんけれども、それから、施設の状況によってもいろいろ現状は違うと思います。

そうですね、例えば本田コミセンだと、そこは割と会議室の費用が負担が少なくて非常に利用も多いという現状、特に、多分土・日とかなかなか取るのも大変だというふうになりますけれども、今学童保育が入っている関係で42%が公的なものに使われていると。その公的とか減免されているところについては、例えば私たちがその会場を借りようすると、利用する2月前の1日が申請の初日ですよということです。極端、最短であれば1か月先しか借りられない、長くても2か月先の行事しか会場を取れないと。ところが市が使う場合とか、減免され

ているところは早期に抑えることもできるという、そういった特典も一方ではあるという状況も合わせると、単純にここら辺のところを市が説明していただいたような形でやっていくのはどうかと。少しきちんとそこら辺を考え直す必要があるのではないかということで、もう少し、私は全体が納得できる形を明確にしていく必要があるのではないか。ちょっと非常に口だけで言うと説明が難しいので申し訳ないんですけども、そんなふうに思っているところであります。

それから、行革審の中で意見が出て、上げるのは仕方がないにしても、それに見合う何らかのメリットをつくっていく必要があると、そんなような御意見があつて、それについては施設が老朽化している関係もあって施設そのものを改善、改修するとか、よくするとか、現実的にはなかなか難しいけれども様々な御意見についてはしっかりと受け止めて、できることはやつていくという、そんなお話がたしかあったと思いますけれども、しかし、考えてみればそれは当たり前のことで、いろんな意見があれば、それを少しでもよりよいものに改善していくということは常にある話だと思います。

そういうふうに考えるなら、例えば現実に部屋がきれいになったとかいうことがあれば目に見えて少し変わったので、お金が上がっても仕方がないかなという思いも出てくるとは思いますけれども、実際にはなかなかそうはできないという現状もあるわけですので、そこら辺も含めてここら辺の問題については、個々の施設の具合によっていろいろあるとは思いますけれども、そこら辺も含めて、もう少し緻密に考えていく必要があるのではないかということを思いまして、今回この条例改正については反対をさせていただきたいと思います。以上です。

○議長（今木啓一郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（今木啓一郎君） 3番 北村彰敏君。

○3番（北村彰敏君） 議席番号3番、日本維新の会、北村彰敏です。

ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、議案第52号瑞穂市公民館条例等の一部を改正する条例について、賛成の立場から討論をいたします。

まず、本議案は平成22年度の外部監査における指摘を踏まえ、公共施設の維持管理費を全て市税で賄うのではなく、利用する方とそうでない方との公平性を確保するために受益者負担の適正化を図るもので、物価や人件費の高騰により施設の維持コストは増加しており、適正な使用料の見直しを怠れば、そのしわ寄せは全市民に及ぶことになります。これは避けなければなりません。

先ほど閑谷守彦議員から、免除利用や市の利用まで有料利用者が負担しているのではないかという懸念が指摘されました。これについては、施設ごとの設置目的や公共性の程度に応じて公的関与の程度をA、B、Cの3区分に整理されており、それぞれに上限負担割合が定められ

ております。したがって、有料利用者に本来負担すべきでない費用までを求める仕組みではなく、負担の範囲を明確化した上での適正な改定であります。

続いて、利便性と使途についてです。市は、行政改革推進委員会の意見を踏まえ、予約のしやすさや利便性の向上、施設の充実に努めていきたいことを明らかにしています。さらに、公共施設の老朽化が進む中、限られた財源で行政サービスの質を維持向上させるためには、公共施設総合管理計画に基づく長寿化や集約化の検討の必要性も述べています。

加えて、今回の改定による增收分は全て各施設の運営に使われると明言されており、市民が納める使用料は確実に市民へ還元される仕組みになっています。今回の改定幅は1.1倍から1.5倍にとどまり、增收見込みも600万円から1,000万円程度とされています。大幅な負担増ではありません。この小さな積み重ねこそが将来の施設更新や長寿命化に必要な財源を支え、持続可能な公共サービスを次世代に引き継ぐことにつながります。

以上の理由から、本議案は、市民にとって公平かつ持続可能な公共施設運営を実現するため不可欠な改正であります。議員各位の御理解と御賛同を賜りますようお願い申し上げ、私の賛成討論といたします。

○議長（今木啓一郎君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今木啓一郎君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第52号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（今木啓一郎君） 着席ください。

起立多数です。したがって、議案第52号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第54号瑞穂市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号等の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今木啓一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今木啓一郎君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第54号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（今木啓一郎君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第54号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第55号瑞穂市行政手続条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今木啓一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（今木啓一郎君） 10番 関谷守彦君。

○10番（関谷守彦君） 関谷守彦です。

議長の許可をいただきましたので、反対討論をさせていただきます。

反対の趣旨としては、議案第57号の市の税条例の改正と同様の趣旨であります。基本的には利便性がどうか、私は非常に利便性としては非常に薄いと思っておりますけれども、それと個人情報とをどうてんびんにかけるか、そういったところでやはり時期尚早も含めて、やっぱり公示送達の在り方をしっかりと考えていく必要があるということで、今回この条例案には反対させていただきます。以上です。

○議長（今木啓一郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（今木啓一郎君） 3番 北村彰敏君。

○3番（北村彰敏君） 議席番号3番、日本維新の会、北村彰敏です。

ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、議案第55号瑞穂市行政手続条例の一部を改正する条例について、賛成の立場から討論を行います。

本改正は、国のデジタル社会形成基本法に基づく行政手続法の改正を受け、地方自治体とし

て整合性を図るために行うものです。特に、聴聞や弁明の機会を付与する際に相手の所在が分からぬ場合、従来の掲示板による公示に加え、インターネットを活用した公示が可能となる仕組みを整えるものです。これまでには庁舎に足を運ばなければ確認できなかつた情報がインターネットで誰でも確認できるようになることで情報公開の透明性が高まります。これは、市民の権利を守るための重要な改正であり、不利益処分を受ける可能性のある市民にとってアクセス性の改善につながります。

今回の改正は、令和5年法律第63号による行政手続法の改正を踏まえたものであり、改正後の瑞穂市行政手続条例第15条第4項には、総務省令で定める方法によりと規定されることとなっています。したがって、瑞穂市としても独自の判断で恣意的に運用するのではなく、国の制度設計に沿って対応することとなり、自治体独自の判断で無制限に公示が行われるものではないと言えます。

また、地方自治体は、国の法律に基づき条例を整備しなければ法との不整合が生じ、法的安定性が損なわれます。むしろ、全国の自治体が足並みをそろえて改正する今のタイミングで整備することこそが、適正な行政運営のために不可欠です。

以上のとおり、本改正は、第1に行政手続法との整合性を確保すること、第2に市民の利便性と情報アクセスを高めること、第3に総務省令など国が定めたルールに基づき、プライバシー保護を担保することを目的とした意義あるものです。よって、議員各位におかれましては、御理解と御賛同を賜りますようお願い申し上げ、私の賛成討論といたします。

○議長（今木啓一郎君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今木啓一郎君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第55号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（今木啓一郎君） 着席ください。

起立多数です。したがって、議案第55号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第56号瑞穂市附属機関設置条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今木啓一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[「なし」の声あり]

○議長（今木啓一郎君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第56号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（今木啓一郎君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第56号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第58号令和6年度瑞穂市一般会計歳入歳出決算の認定についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（今木啓一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[「議長」と呼ぶ者あり]

○議長（今木啓一郎君） 10番 関谷守彦君。

○10番（関谷守彦君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、議案第58号令和6年度瑞穂市一般会計歳入歳出決算の認定について、反対の討論をさせていただきます。

令和6年度の一般会計決算の歳入総額232億円、歳出総額225億円となり、実質収支は3億7,000万、実質の単年度収支はマイナスの2億5,000万ということでありました。

地方自治法では、市町村に対し、地方公共団体は住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担う、こういったことを求めております。こういった観点から決算を評価していく必要があるのではないかというふうに思っております。

現在、当市では、下水道事業、新庁舎建設事業、あるいは穂積駅の周辺の整備事業など、大型の事業が同時並行的に進められております。そんな中、一昨年6月に給食費無償化を求める6,000筆の請願署名が議会に出されました。結果は不採択となりましたけれども、市政にとつ

て大きな影響を与えた取組ではなかったかと思っております。しかし、市の執行部は恒久的な財源がないということで令和6年度予算に無償化に関する費用を計上せず、さらに、あろうことか給食費を6年9月から5%に引き上げる。そして7年度、つまりは今年度ですけれども、10%に引き上げる、そんなような提案がされ、実施されていたところであります。

物価高騰対策として、国の交付金を原資に12月から3月までの給食費無償化したことは評価できますけれども、これはあくまでも食材費の負担は保護者だとする考え方は変わっていません。その根拠として、学校給食法第11条第2項で学校給食に要する費用、この場合はいわゆる給食の食材費でありますけれども、これは学校給食を受ける児童または生徒の保護者の負担とするというふうに条文が掲げられているということで、これを根拠にしていつもお話をされるわけであります。しかし、政府としては、地方自治体が保護者の負担を軽減する措置を取っても問題はないという、そういった説明というか見解に至っております。しかし、瑞穂市ではあくまでもこの条文に固執し、これまで市債の投入を行っていませんでした。

その一方、新庁舎建設については、お金のことはあまり気にせずにまちづくりを語り合う非常に夢のあるお話だったとは思いますけれども、その結果として出てきた土地購入費、あるいは周辺の道路整備も含めると、事業費概算が120億円から150億円という数字が出ておりまます。庁舎部分などは、その多くが市の財源で賄っていく必要があります。そのために積立金をずっとしてきているわけですけれども、これについては毎年2億円、この年から3億円になったということになります。そして、足らない分については市債で賄っていくというお話になっております。

穂積駅周辺整備計画については、今回当面する穂積駅南土地区画整理事業については報告がされ、その総事業費についても34億円程度、そのうち市が独自に賄わなければならぬのは28億円程度という話もされております。今後については、国の補助がさらに増えるような取組を検討していきたいと、そのような説明もあります。

そして、この費用の一定額については、現在ある減債基金あるいは公共施設整備基金を取り崩して賄うということであります。これはこれとして必要なことだとは思っております。しかし、既存の公共施設の建て替えが実際には進んでいない。そして、今後穂積駅北のほうの土地区画整理事業など、またそういった費用も捻出を考えなければならない。また、駅周辺整備のための基金の積立てを行っていくというような話まで、また執行部からの説明の中には示唆されていたところがあります。

瑞穂市は、これまでインフラ整備が進んでいなかったので、その部分も含め、これから取り組んでいかなければならぬと執行部からの発言もあります。もちろん、そのような側面はあるとは思いますけれども、これから市の現状を踏まえ、無駄を省いた総合的なビジョンを打ち出していくことも大切ではないでしょうか。

今、物価高騰の中で賃金が上がらず、子育て世帯の負担が大きくなっている若い世代、その一方で年金が減額され、その後も物価上昇に見合う年金額の引上げがなされていない高齢者の世代、ともに生活費が増えております。そういった市民への支援が市にとって大きな課題でもあります。

一方、既存の公共施設の老朽化などでインフラ維持の管理が大きな課題でもあります。そういったところのバランスをどう取っていくのかという観点で決算を見た場合、残念ながら十分にその役割を果たしているとは言えません。そういった観点から、私はこの令和6年度の決算について反対をさせていただきます。

以上、よろしくお願ひします。

○議長（今木啓一郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（今木啓一郎君） 若原達夫君。

○8番（若原達夫君） 議席番号8番、創緑会、若原達夫です。

議長より発言の許可をいただきましたので、議案第58号令和6年度瑞穂市一般会計歳入歳出決算の認定について、大局的な立場から賛成の討論をさせていただきます。

令和6年度の瑞穂市の決算は、実質収支が3億7,139万7,000円で、実質収支比率が2.9%となりました。ここ数年間の数値と比較しますと低い内容にはなっておりますが、私が総括質疑で質問した答弁内容は、令和4年度の監査報告で実質収支比率が7.4%と高く、支出の不用額が多額に生じたことなどへ適切な執行を求められた改善の結果であり、令和5年度は実質収支比率5.1%と改善され、令和6年度は2.9%になり、評価すべき決算であると私は考えております。

細かなことに目を向ければ、多々問題は多く浮かび上がることも確かにございます。しかし、大局的な評価といたしましては、監査委員の意見にもあるように、予算の執行状況においてはおおむね適正に行われたものだと私は感じております。

内訳を見てみると、安全で安心して暮らせるまちの分野では古橋遊水池整備事業、牛牧排水機場など多くの事業を行い、また、便利で快適に暮らせる美しいまちでは穂積駅周辺事業、また街路灯のLED取替え、夢あふれ希望に満ちたまちの分野では体育館の空調設備など、5つの基本目標及び共通目標に向かって政策を確実に進めてきた決算だと考えております。こうした政策は、第2次総合計画の後期4年目の役割を十分に担っており、第3次総合計画や新たなマスタープランへの礎になっていると考えております。

こうした観点から、私は令和6年度瑞穂市一般会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場から討論をさせていただきました。議員の皆様におかれましては、的確なる判断をお願いし、討論とさせていただきます。ありがとうございます。

○議長（今木啓一郎君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

[「なし」の声あり]

○議長（今木啓一郎君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第58号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（今木啓一郎君） 着席願います。

起立多数です。したがって、議案第58号は委員長報告のとおり認定されました。

これより、議案第65号令和7年度瑞穂市一般会計補正予算（第4号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（今木啓一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[「なし」の声あり]

○議長（今木啓一郎君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第65号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（今木啓一郎君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第65号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第22 議員派遣について

○議長（今木啓一郎君） 日程第22、議員派遣についてを議題とします。

お手元に配付のとおり、議員派遣についてを会議規則第169条の規定により提出しております。内容については2件ございます。

議会事務局長より説明させます。

○議会事務局長（井上克彦君） 議長に代わり、2件説明します。

1件目は、令和7年10月26日、岐阜県消防学校において開催される岐阜県消防操法大会へ市消防団が出場するので、消防団員の士気の高揚を図るため、今木啓一郎議長、若原達夫副議長、総務委員会委員である広瀬守克議員、宮川頌健議員、庄田昭人議員、馬渕ひろし議員、鳥居佳史議員を派遣するものです。

2件目は、令和7年11月10日に中濃十市議会議長会主催による議員研修会が不二羽島文化センターにおいて開催されるため、講演会の受講に全議員を派遣するものです。以上でございます。

○議長（今木啓一郎君） 以上の2件につきまして、議員を派遣することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（今木啓一郎君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣については、お手元に配付のとおり派遣することに決定いたしました。なお、派遣の内容に変更が生じた場合は、議長に一任願いたく思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（今木啓一郎君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣の内容に変更が生じた場合は議長に一任願います。

石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 発言の訂正を申し出ます。よろしくお願ひいたします。

○議長（今木啓一郎君） 石田総務部長から発言の訂正の申出がありましたので、認めます。

説明をお願いします。

石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） ※ 令和7年9月26日の関谷守彦議員の一般質問につきまして、通告にはなかった御質問で、関谷議員の発言で、ほとんど借地だからここを売る対象にはならないということであれば、そのまま残すということでおろしいでしょうかという御質問をいただきました。私は、その際ですが、第2駐車場の一部については、もう既に市の名義になっている部分もございますので、その部分につきましては駐車場として使っていきたいと考えていますと答弁のほうをさせていただきました。しかしながら、私の認識が誤っておりました。第2駐車場の一部については、もう既に市の名義になっている部分もございますので、その部分につきましては概算事業費で売却と想定していますの誤りでした。発言の訂正を申し出ます。

○議長（今木啓一郎君） ただいま石田総務部長から、9月26日の会議における発言について訂正したいとの申出がありましたので、これを許可します。

閉会の宣告

※訂正発言

○議長（今木啓一郎君） これで本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

令和7年第3回瑞穂市議会定例会を閉会します。

閉会 午後0時41分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

令和7年9月30日

議長 今木啓一郎

議員 広瀬守克

議員 藤橋直樹